

第三十八回 参議院建設委員会会議録 第二十一号

昭和三十六年四月十八日(火曜日)

午前十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 麗藏君

理事

田中 清一君
松野 武藤 内村 清次君林野庁指導部長 大野 文夫君
建設省事務次官 柴田 達夫君

参考人

東北地方 建設局長 田坂 荣美君

委員

岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
小山邦太郎君
村松 久義君
米田 正文君本日の会議に付した案件
○公共施設の整備に関する市街地の
改造に関する法律案(内閣提出)
○建設事業並びに建設諸計画に関する
調査

(砂防事業の機構拡充に関する件)

(静岡県由比町における地すべり防

止対策に関する件)

(全労組員懲戒処分問題に関する

件)

(委員長・稲浦麗藏君) ただいまから

建設委員会を開会いたします。

(全労組員懲戒処分問題に関する

件)

特別の立法が研究されておると言われておりますけれども、私たちはこれには完成して法律となつて現われてくるが、そなやつたその期間の見通しにつきまして政府の方では何か見当をつけおられますかどうですか。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいまお尋ねの点でござりますが、法務省の民事局におきましては非常に熱心に検討すべきことだといふことで、昨年の国会にこの法律案を上程すべき準備をいたしましたときから熱意を傾けておられた、検討すべき事項といふことでございました。しかるにこういう法律によりまして新しい市街地改造事業の結果、建築物等ができるケースがだんだんと出て参りますし、さらに公園の市街地改造除住宅等のものも出て参りましたので、いよいよその必要に迫られておるという事実であることはまさしく御推察の通りでございます。

従いましてこの立法の過程におきましたが、現実のケースがやはり適正な規律の重要な参考になりますので、よき慣行を作るということが、前段に申し上げましたわが行政指導によつて、民法の共有持分の関係の規定が実績がありますので、そういうふうな慣例と相待つて一つの指導をいたしていきたい、こういうふうに考えておりましたが、なお民事局の方に対しましても、十分この欠けた点についての法律制度の完備につきまして十分督促をして、相待つて完璧なものにいたしてしましては、ただいま内村先生からお話を伺おうとしておきますが、ただいま計画局長からする答弁がございまして、大体大筋におきましては私も納得いたしますけれども、ただ問題は、先ほど申します

○内村清次君 そこで大臣にお尋ねいたしますが、内村先生からお話を伺おうとしておきましたが、ただいま計画局長からする答弁がございまして、大体大筋におきましては私も納得いたしますけれども、ただ問題は、先ほど申します

えは二項の「共有部分ノ修繕費其他ノ負担ハ各自ノ所有部分ノ価格ニ応シテ之ヲ分ツ」 こういうふうになつております。ところが同じく二百五十二条の共有物の管理という規定の中にて「共有物ノ管理ニ関スル事項ハ前条ノ施いたします場合でも保留分を作りますので、保留分の管理は前回も大臣からお答えがありましたが、たゞそれまでの検討を至急にしようということに問題につきてまだ不十分な点があるわけございまして、そういう点についての検討を至急にしようということに問題についてまだ不十分な点があるわ

かでございまして、そういう点についての検討を至急にしようということでござりますと、今回の市街地改造除法によつて、これはまあ相当所有権者が財産の比較におきまして、財産を相当持つた方あるし持たない方もある。こういった大小いろいろ形の人たちが所有権者になるわけですからね。その人は、この価額に従つて過半数をあらかじめ保有権をするといふふうな慣行もできると思います。その場合におきましては、その維持管理に相当する内容あるのはまたその経費の支弁の方法等は、やはりまた戻りませんと、あるいは住宅協会がその部分を維持管理をするということになります。それは、その住宅協会が関係権利者の共有部分の管理を委託を受けてやるといふふうな慣行もできると思います。その

場合におきまして、そういうふうな形で実績がありますので、そういうふうな慣行を作るといふふうに考えておりましたが、この制度につきましては、この価額に従つて過半数をあらかじめ保有権をするといふふうな慣行もできると思います。そのため、この市街地改造除法によつて、一般の共有者及び居住者との同意のもとにできるだけ円満に、合理的なケースを生み出しまして、それをすみやかに立法化するということにいたしましては、そういう点も期待を

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに質疑のある方。

○田中一君 住宅局長に聞いておきまし
た。民法の共有持分の規定が確保されると、これは別な法律を作つて、この市街地改造除法に照らしたところの法律規定と実績がありますので、そういうふうな慣行を作るといふふうに考えておりましたが、この構造的に共有持分の専用部分、持ち分だね、この持分の構造的

○田中一君 木造の場合ですよ、ベニヤ板一枚で間仕切りをかりにする。そうすると木造の場合の持ち分といふふうに考えております。廊下や階段等になりますと、その三十分の一を持つ、あるいは二十分の一を持つというよう

○田中一君 木造の場合ですよ、ベニヤ板一枚で間仕切りをかりにする。それが、この構造的に共有持分の専用部分、持ち分だね、この持分の構造的

○田中一君 木造の場合ですよ、ベニヤ板一枚で間仕切りをかりにする。それが、この構造的に共有持分の専用部分、持ち分だね、この持分の構造的

○田中一君 木造の場合ですよ、ベニヤ板一枚で間仕切りをかりにする。それが、この構造的に共有持分の専用部分、持ち分だね、この持分の構造的

○田中一君 木造の場合ですよ、ベニヤ板一枚で間仕切りをかりにする。それが、この構造的に共有持分の専用部分、持ち分だね、この持分の構造的

て自分の持ち分といふものがきめられ、またそれがそのまま抵当権になるのか、担保力があるかどうかといふことなんですよ。それを技術的にどういう工合に今までやつておつたのか。

○政府委員(稗田治君) 現在住宅局関係で所管しておりますものの共有の形のものでござりますが、公団の一般分譲のアパート等にあるわけでござります。御承知のようにアパート等は、各戸の境は不燃構造でコンクリートの壁になつておるわけでござります。従いましてその場合は壁の中心線とことで所有権がきまるわけでござります。ただ今後起り得るいろいろな場合を考えますと、勝台によれば木造の間仕切りといふようなことを考えられるかと思うでござります。その場合も木造の壁でございますと、おそらく太鼓になるのじゃないかと思うわけであります。その太鼓の壁の中心線をもつて所有権がきまるということに相なるかと思います。

○田中一君 これは香川君に聞いてみますが、御承知のようにそれこそ十五坪の所有権といふものがどこにもここにも設定されるわけです。この仕事が終わると、店舗の場合は十五坪、住宅の場合はいいと思います。これはコンクリートで巻くからいいと思うのですけれども、その場合、中小業者ですかねが金がない場合には、それより今度耐火建築になつて土地の評価、建物の評価の場合ははどういうのですかね。

○政府委員(稗田治君) 木造の場合でございましても、おそらく木造の隣りとの境壁といふことになりますと、片面だけで仕上げるといふのじやなしに太鼓になるのじゃないかと思うわけであります。従いまして、その太鼓壁の中心線をもつて所有権が分割されるということになるかと思います。

○田中一君 ベニヤ板一枚の場合は、ベニヤ板の壁が両方の所有に、一枚のベニヤがなる場合でございます。まあ実際問題としてはあまり考えられぬことじやないかと思うのであります。もし一枚のベニヤ板を境にすることになりますと、ベニヤ板の中心線といふことになるわけであります。

○田中一君 そうしたものはすぐに簡単に移動し得るもので、どうなんですか。登記所で、あるいは金を貸す者が正しく価値を認められる条件にある担保物権として見られるかどうかといふのです。それで極端な例をいと、

自分の少しでも有効面積を多くとるた

めに、まあまあベニヤ板じゃやらない

でしようけれども、そうしたものでや

ないはずです。またしたのは気の毒

所有権の対象となる建物であるかどうか

かという問題でございますが、今ベニ

ヤ板の話が出ておりますので、それを引用させていただきますと、ただいまのところ、登記所におきましては、ベニヤ板の上に商品なんかでも置けば、ベニヤ板で決して悪いことはない。あつたつて一向さしつかえない。

そういう場合もあるわけです。自分のものなんですからね、とにかく。そろ

く零細な業者なんですよ。それこそ今三軒茶屋の例をとりましても、間口一間、五坪くらいの細長いものを持つて

いる人がいるのです。そういう人たち

が、金がない場合には、それより今度耐火

建築になつて土地の評価、建物の評価

などが容易に変更されるようなものは独

立の建物とは考えられないといふ

にまで考えておるわけでござります

が、最近区分所有権が相当法律上問題

になつております。ただいま法務省

では、民法が現在のようないくつか、困難な場合がある。その場合に、できしがつたものを担保にして自分で

やっていくというケースが相当あると思ひます。できなければお前出て行

はつきりしたいといふらなこと

で、ただいま検討しておるわけでござ

ります。ただ、ただいま議題になつて

おります法律案による建物は、おそ

らくはこの法律の目的から申します

と、ここで考えられておる区分所有権

が、これから云々じやなくてブロック

は押しておきたい。こう考えたのです

が、これで云々は、この法律の目的か

は途中から相当抵抗が強くなつてくる

のです。そういう親切さがほしいわ

けです。だからきょうは住宅局長に

も技術的の面でもつて伺い、今度は法

律的な面ではあなたに来てもらつて念

を押しておきたい。こう考えたのです

が、これで云々じやなくてブロック

はどうですか。ブロックって知つてい

ますね。

○説明員(香川保一君) ブロック作り

の各部屋は、現在区分所有権の客体に

なり得るといふことで、独立の建物と

して登記もいたしております。

○田中一君 これもやはり、ハンマー

でとんとんと打つととれますよ。しん

は何も入つてないのですよ。しん

う、何ミリくらいかの厚さで、燃えな

りようセメントを混合したもので

です。ですから延焼しないような材料

でなるべく有効面積を十分とするとい

うことが、これがやっぱり親切なはずな

ことです。それによってやつぱり協力者

が出てくるということにならざるを得

ません。ほんばんとハンマーでや

うに考えております。

○田中一君 それが非常にこういう全

く零細な業者なんですよ。それこそ今

三軒茶屋の例をとりましても、間口一

間、五坪くらいの細長いものを持つて

いる人がいるのです。そういう人たち

が、金がない場合には、それより今度耐火

建築になつて土地の評価、建物の評価

等が容易に変更されるようなものは独

立の建物とは考えられないといふ

にまで考えておるわけでござります

が、最近区分所有権が相当法律上問題

になつております。ただいま法務省

では、民法が現在のようないくつか、困難な場合がある。その場合に、できしがつたものを担保にして自分で

やっていくというケースが相当あると思ひます。できなければお前出て行

はつきりしたいといふらなこと

で、ただいま検討しておるわけでござ

ります。ただ、ただいま議題になつて

おります法律案による建物は、おそ

らくはこの法律の目的から申します

と、ここで考えられておる区分所有権

が、これから云々じやなくてブロック

は押しておきたい。こう考えたのです

が、これで云々じやなくてブロック

は出でるといふな構造のものが作られる

のですよ。そういう場合に結局金融に

待たなければならぬ場合も、金融の客

体として相当なものになるわけですか

ね。いい環境になる。そういう場合

にどの程度のもの、さらに今第三課長

よ。コンクリートのやつで間仕切りを

します。これは何といつても、この十

坪程度のものですから有効面積をと

うのが親切です。相当の壁をコンク

リートで打つといふことはおそらく

入っておりますけれども、これは構造

にくついているのじゃないのです。これは三十一條で、所有になつた場合によ。積んではありますからポンとハンマーでやればとれますよ。そんなものでいいですか。

○説明員(香川保一君) 先ほど申しますが、容易に変更し得ると申しますのは、これも言葉だけの問題になるかも知れませんけれども、物理的にお説の通りブロックでもつぶそうと思えばつぶれましょうけれども、社会通念上ベニヤ板とかテックスの場合と比較いたしましたと、ブロックで壊まれておりますれば、建物としての独立した効用もあると考えるべきであります。

○田中一君 建設大臣それでいいですか。今の住宅局長、それから香川君の答弁通りのものを作りというやつですね。これから作るのですからね。今の解釈でいいのですか。そういう方の解釈でいいのですか。

○國務大臣(中村梅吉君) 実際に建設をする場合には、どういうものができますか、施行者の設計なり考え方、及び内部に居住して所有権をそれぞれ持ちます人たちの希望等も、これは施行者だけの考えでは設計ができないもので、大体分割所有を見込んだ設計から建設しなければならぬと思いますので、それらの希望も参考されるものと思いますが、法律的判断としては、ただいま民事局の香川課長が申し上げた通りでようしからうと私考えております。

は、抵当権とかあらゆる権利が消滅するわけですが、これを貰い取る人が考へている価値よりも重い抵当権が乗つた場合に、この場合には三十三條の供託等でもってこれをとつてしまふ

た。その紛争をあとに残すのだといふた二重、三重、四重の、いわゆる過重な価値以上の抵当権が設定された場合に、これをどう処理するかというと

とするとならば、私の誤解ならば、そうちう問題が出てくるかもわからないのです。買取ろうといふものの価値以上にあります。それがどう消滅させて

債務として残るわけです。そこで、この関係の円滑にいくように期待しておるわけでございます。従つて、抵当権者の保護に欠けるところはない

です。これは法律が通ると、またそれを承認されたのだと、いうことになりますが、この場合には、三十一条の規定によりまして、当然消滅するわけでございます。従つて、消滅の合意がなしに抵当権が消えるということになるわけであります。しかし、消滅いたしますけれども、抵当権者の保護といたしまして、三十二条に、従来等が設定されておつた、それが時価以上の中のものであつたという場合でございましても、かわるべき今度の建設され抵当権設定者である所有者の受けける抵当権設定が新しくできた建築物なりあらは土地の共有持ち分を取得する権利があるわけでございます。その権利に、抵当権者の物上代位権を認めて保護しようということになつておるわけ

になります。そして、いよいよできました建物の一部なりを取得いたしまして、抵当権者の先ほど申しましては、抵当権者はそういうたたき合題としましては抵当権者がその目的になり得ますけれども、実際問題としましては抵当権者はその目的でございませんが、さような担保の取り方をいたしました場合に、抵当権を実行いたしましてもおそらくは競落が非常に困難になつてくると思われるのであります。従つて抵当権の実行が非常に困難になる。競落が可能だといつても、よく低い安い価格でしか競落されないといふことになるわけでござります。従つて抵当権の実行が非常に困難になる。競落が可能だといつても、それはあり得ないだろうといふことであります。さような意味で先ほどの仕方をするだらうと思ひます。

○田中一君 そうすると、法律的には、この法案の期待しておりますのは、物上代位権の消滅の合意をいたしましたと申しまして、従いまして、物上代位権はそのまま存続するわけでございま

す。そして、その際に、おそらくそれはあり得るけれども、実際として

は、それはあり得ないだろうといふこと

いふこととはまずなかろうと申しあげたのですが、今御質問

の御趣旨は、おそらくはいがらせと

いうことになりますれば、第三者が仮処分に対する異議を申し立てるなりするというような方法を考えられるわけでありまして、要是仮処分が悪意であるかどうかということが非常に問題になるうかと思うのであります。

○田中一君 むろんその場合にも裁判所の判決がそれを立証するわけです。

○説明員(香川保一君) その通りであります。

○田中一君 大体施行者は建設大臣です。そして委任行為として、委任されるのが東京の場合を考えますと都知事だと思ふのですが、そういう争いをして、大体今までの裁判所では何年ぐらいでこれが終わりますか。むろんこれには双方から言い分がありますし、民事の問題になりますからなかなか一朝一夕には解決つかないと思うのですよ。今までの一例を一つ香川君から聞いておきたいのです。

○説明員(香川保一君) その点調査いたしておりませんので、後刻書面なり調査の結果を御報告させていただきたいと思います。

○田中一君 もう一つ、この法律が完全に成立し施行日がきまつて……以前の問題です。最近、ちょっときょうこんなことを聞いたのですが、あそこに改築または新築の確認申請をするという問題です。これはおそらく、あの場所にこの法律が制定される前に、新築の確認申請を行なった場合には、これも許可しようとしたところが、国会か

を拒否する何のものないと思うのです。かつて砂防協会がその辺の自分の持つている空地に砂防会館を作るといった場合に、これは当然許可する。その場

らとんでもない、これは待つてくれ、建設省も一緒になって待つてくれれども、いつで許可をされなかつた、日を延ばしておいて。ところが建築基準法では、鐵筋コンクリートのものでも何週間としまつてはいるのです。期限があるわけですね。

それを衆参両院で新しい法律を作っています。いつまでに確認をしなければならないのだ、許可をしなければならないのだといふ時限があるわけですね。

○田中一君 そこでそういう申請が出されれば工事を始めます。工事を始めている最中に、いわゆる道路敷に鉄

筋コンクリートの工事を始め、地下二階でも三階でもかりにどんどんやつた場合、どんどん始めている場合、この法律が実施されて発効した場合に、それをとめる——それらのものをまた買取へなければならぬ、買取対象となると思いますが、その点はどうですか。

○政府委員(稗田治君) 御承知のように、建築基準法におきまして、その敷地、建物の構造、設備等につきまして、基準をきめておるわけございま

すが、その基準に合致しておれば、これは確認するということになつておるわけでございます。従いまして、他の法律でそこに建築が禁止されておる場合は別でございますけれども、そういう事前の確認申請でござりますと、基準法の各規制しておる条文に照合しま

すが、その基準に合致しておれば、これは確認するということになつておるわけでございます。従いまして、他の法律でそこには建築が禁止されておる場

所には建築基準法で地下室などは作れなくなつております。それから容

易に撤去できる構造ということで、木造の高さも二階建、場合によりましては、まあ容易に撤去し得る構造といふことで、ブロック構造等も入る場合もござりますけれども、一応地下室等は

禁止されておるわけでございます。それから鐵筋コンクリートも禁止になつておるわけでございます。

○田中一君 それは木造であつてもそれは買取の対象になりますね。買取しなければならない。その価値といふものをそのままに認めた買取価格になりますね。その点はどうですか、計画局長。

○政府委員(稗田治君) 確認申請につきましては、簡単なものでござりますと七日以内、それから規模の大きなもの、あるいは構造等かかなりむずかし

いもの、それから用途によりまして三週間、二十一日というのがございま

す。ただしその七日とか二十一日と申しますのは、その設計が建築基準法に定めござります制限に適合しておる申請の場合でございます。

○田中一君 そこでそういう申請が出されれば工事を始めます。工事を始めている最中に、いわゆる道路敷に鉄筋コンクリートの工事を始め、地下二階でも三階でもかりにどんどんやつた場合、どんどん始めている場合、この法律が実施されて発効した場合に、それをとめる——それらのものをまた買取へなければならぬ、買取対象となると思いますが、その点はどうですか。

○政府委員(稗田治君) たとえば計画道路の地域内に入つてござりまする道路で、これは建築基準法で地下室などは作れなくなつております。それから容

易に撤去できる構造ということで、木造の高さも二階建、場合によりましては、まあ容易に撤去し得る構造といふことで、ブロック構造等も入る場合もござりますけれども、一応地下室等は

禁止されておるわけでございます。それから鐵筋コンクリートも禁止になつておるわけでございます。

○田中一君 法律の対象になつていな

いものを申し上げたのです。

○政府委員(稗田治君) この法律の対象になつておるのは今申しました條文でございます。

○田中一君 法律の対象になつていな

いものを申し上げたのです。

○政府委員(稗田治君) 法律の対象になつておるのは今申ました條文でございます。

○田中一君 法律の対象になつていな

いものを申し上げたのです。

○政府委員(稗田治君) この第三十三

条には都市計画事業決定をいたしましては、その点はどうですか、計画局長。

○政府委員(闇盛吉雄君) この第三十三条には都市計画事業決定をいたしましては、その点はどうですか、計画局長。

○田中一君 その点はどうですか、計画局長。

○政府委員(稗田治君) 基準法の方に

建築行為等の制限に関する規定がござります。従いまして市街地改造事業の施工のために、そのような区域の中に在法律が成立しておらないのだ。おら

ない間にそういう行為が起つた場合に、それすら、何か良心的にこうなるのだからといつてとめるような方法は

ないかと言つてゐるのですがね。それを求めたいのです。そういうものを。

○政府委員(稗田治君) 先ほどの私のお答えで多少言葉が足りなかつた点がござりますので補足して申し上げますと、単なる計画道路と申しますのは、

これから主要構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造といったようなことを撤去できる構造のものでござりますが、事業が近く施行される

うので、道路法や都市計画法または都市区画整理法によります事業計画の

道路で、二年以内にその事業が施行される予定のものとしまして、特定行政

道路が指定をいたしますと、そこは現在

道路になつていなくとも、基準法上は

道路という扱いをしまして、そこは一

切道路の扱いを受けまして、建物は建

てられなくなるわけでございます。

いまして、近く施行される、事業決定

がされるというような計画道路につき

ましては、特定行政が道路といふ指

定することによりまして、事前に事

業計画に支障のあるような建物を押え

るということはできることがあります。

○田中一君 その計画道路の背後の宅地はどうですか。それを制限すること

ができるのですか。そういう計画があ

るという前提に立つてとあられます

おきましては、道路となる敷地についてだけござります。

○田中一君 やっぱり多少心配がありますね。そういう反対をしようといつていやがらせをやられる場合は、もうしようがないですね。

○田上松衛君 審査委員会のことについてちょっとお聞きしたいのですが、お願いしておきたいことは、これはまあいろいろ受け取り方がまちまちであるために、大臣の方から一つ審査委員会の性格、それから権限及び責任、こういうものについてわかりやすく一つ御説明願いたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 結局この審査委員会の性格は都道府県知事が、または市町村長が施行者として選任することになりますので、性格は特殊の地方公務員ということになるわけでございます。それから権限はこの五十三条以下でありますように、管理処分計画に対して、審査をして同意をすらる権能等があるわけでございます。それから先ほど申し上げたほかに管理処分計画について、審査をして同意をすらる権能等があるわけでございます。件について協議が整わない場合に施行者が裁定をするになりますが、裁定をするのに対する同意の権能、まあこまかく言いますとこういうことに相なるわけでございます。

○田上松衛君 一番前段の性格の問題ですが、私がお聞きしておる点は個々の委員についてお伺いしておるのではないかのであって、構成されるであろう審査委員会といふものについてお聞きしているわけなんです。わかりやすく申し上げますならば、委員会というものは単なる諮問機関程度のものであ

るのか、あるいは自主的な権限を与えることなんですか。

○国務大臣(中村梅吉君) これは諮問機関ではございませんで、それぞれ各条項で定めておりまする事項を審査し、同意をする権能ということに相なうわけあります。

それからあわせて申し上げておきますが、この「審査委員三名以上」ということになつておりますが、審査委員の権能は委員会として会を構成して決定するのじやありませんんで、審査委員としてそれぞれ同意をいたしまして、施行者は、その掲示によってこれは違ふかもしませんが、二分の一以上の反対があつてはできないとかというそれを制限がございまして、その同意に基づいて施行者が管理処分計画をきめ、あるいは過小床面積の基準をきめ、あるいは借家条件の裁定をする、こういうことに相なるわけであります。

○田上松衛君 委員の選任についてでありますが、この法令で見る場合、委員の資格といふものの中に、施行者は「土地又は建物の評価について経験を有し、かかつ、市街地改造事業に關し、公正な判断をできる者のうちから選任」するといふようにうたつてあります。それで実際問題としては、各実施地区ごとにこれが選ばれないわけなんです。そこで実際問題としてわかっています。そこで実際問題としてわかっています。

○田上松衛君 一番前段の性格の問題ですが、私がお聞きしておる点は個々の委員についてお伺いしておるのではないかのであって、構成されるであろう審査委員会といふものについてお聞きしているわけなんです。わかりやすく申し上げますならば、委員会といふものは単なる諮問機関程度のものであ

価についての十分な経験を持つた人でなければいけませんので、このような人を選ぶにあたりましては、施行地区にそういう人がおられればもとより選んでもよろしくうござりますし、また

施行地区の中では必ずしも選ぶことができない場面もあるかといふことで、施行地区の中にとらわれないで選任できるような意味で、この選任についてその人を得られるような選考をお願いする、こういう考え方でございま

す。

○田上松衛君 法律案の逐条説明の中でもうたつている文句は、五十三条は、市街地改造事業の的確な施行をかるための規定であるのだ、そして「譲り受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者」の過半数の賛成を得て、施行者が審査委員を三名以上選任して、それらの者を事業に専門性をもつた者と見て、それを施設に用意せしめて市街地改造事業の円滑な推進を期してあるわけなんですね。この文句の底意からいいますと、やはり施行地区の中から出さなければこうしたねらいといふものは達成されないと

考へるのですが、この点について

○政府委員(關盛吉雄君) ただいまお話をありましたように、この審査委員の選任といふものは、選任されましたが、その審査委員の責任なり業務といふものは、選任されません。

○政府委員(關盛吉雄君) そのような場合は選任できないことになるわけですが、非常にこの問題は厄介だと思います。

○田上松衛君 これは実際に起つてゐるところを心配して申し上げるわけですが、非常にこの問題は厄介だと思います。

○政府委員(關盛吉雄君) 法律の実施上はお説の通りでございまして、それだけに、同意を得られるよう、反対のない者を施行者としては真剣に考えて、そのような人を選ぶようになります。

○田上松衛君 こういう的確なものを二分の一の同意を得られないといふような場合にどうするかといふ点について、何か別個な考え方があるかと思つて、お聞きしておりますが、どうもなかな

いまして、その人を得るのに一そくに的確を期する必要がありますので、施設地区の中にそういう選任者がおられる場合がある工合になる。特にこの場合は心配が多いと思います。そうしますと、ああだこうだといふことで、実際には同意が二分の一以上得られないといふ場合がある。ただ概念的にそれができるよう努めなければならぬ。おられない場合におきましてもその施行地区外からこういう人を求めることが可能である。しかしそれには関係の者が一定数の賛成を得なければならぬが、ただいまお話を出ました逐条説明の要旨でございます。

裏側と表側で明らかに対立しておる。もうたつた一つの問題に手をつけてもああいう工合になる。特にこの場合は心配が多いと思います。そうしますと、ああだこうだといふことで、実際には同意が二分の一以上得られないといふ場合がある。ただ概念的にそれができるよう努めなければならぬ。おられない場合におきましてもその施行地区外からこういう人を求めることが可能である。しかし、それは関係の者が一定数の賛成を得なければならぬが、ただいまお話を出ました逐条説明の要旨でございます。

いまして、その人を得るのに一そくに的確を期する必要がありますので、施設地区の中にそういう選任者がおられる場合がある工合になる。特にこの場合は心配が多いと思います。そうしますと、ああだこうだといふことで、実際には同意が二分の一以上得られないといふ場合がある。ただ概念的にそれができるよう努めなければならぬ。おられない場合におきましてもその施行地区外からこういう人を求めることが可能である。しかし、それは関係の者が一定数の賛成を得なければならぬが、ただいまお話を出ました逐条説明の要旨でございます。

では、委員が御自分の都合でやめるということについては、解任とは違つてその自由は束縛するわけにはいかぬのだから、これはもう辞任を認めることは当然だというだけで、その程度までお考えになつてゐるけれども、それはそうだが、今度あとに次から次へそんなことが出たら一体仕事が進むかといふことですよ、これは、それについてどう考えればいいのか。われわれはこのことをしっかりとおかないと、これは何のかんのと言つたって、ただ單に諮問機関であればこれでもいいのですけれども、そこまでじゃないのですから、これが、そこに非常に危惧を持たざるを得ない。この点について的確な一つお気持を承りたい。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいま参考人の召喚の過程における特定地区の

いろいろな意見交換からの本問題についての御質問がありましめたわけでござりますが、もとより、この市街地改造事業を実施するといふことになるまでの間におきましては、関係の地区内に分な調査をいたしまして、表宅地なり裏宅地の方々の十分な協力を得る態勢ができないければ、法律の円滑な実施、改造除去事業の円滑な促進もできないわけでございます。そのような過程にはまだどの地区とも、法律の制定が行なわれませんので、まだそういう段階になつておらないでございますが、いざそのような段階になりますれば、この法律に従つて管理処分計画なんかで関係の権利者の権利の調整についての施行者の案を、審査委員の同意または審査によつて進めることができることも、関係の権利者の権利の調整についての施行者の案を、審査委員の同意または審査によつて進めることができます。居民の希望であるということにもなり

ますので、従つて現在の段階で想定されることよりは、いよいよこれをやるということに關係地区内の世論がなりますれば、ただいまの御懸念の点はさほどそう審査委員を選ぶについて、適当な人公正な人を得るという努力を施行者がいたせば、困難な点はかなり解消するのじゃないか、こういうふうにわれわれ考えているわけでございます。ことにこのような仕事には不動産関係の専門家でありますとか、あるいは建築界の学識経験者等を選んで、どんだけがいたせば、困難な点はかなり解消するのじゃないか、こういうふうにわれわれ考えているわけでございます。ことにこのような仕事には不動産関係の専門家でありますとか、あるいは建築界の学識経験者等を選んで、どんだけがいたせば、困難な点はかなり解消するのじゃないか、こういうふうにわれわれ考えているわけでございま

ます。これは争われない事実なんです。だから私はこの問題は審査委員という職の、あるいは私当初にお聞きしました責任といいますか、一方にはこれが少なくとも管理処分について条件とされておるというような強い意味のものであるだけに、十分これについては心配して万全を期していただきたい。

○委員長(稻浦鹿藏君) ほかに御質疑もつともござりますので、その点は十分遺憾のないよう努めていきました。こういうふうに考えております。○田上松衛君 もつとこの問題については十分とことんまでいろいろおきたい点がありますけれども、時間がやめまして、ただ私率直に希望を申し上げておきます。

区画整理事業が始まつて、区画整理に関する委員会、あれがされてから実

施設について権利を取得することのできない者の救済に関して、特段の措置を講ずること。

(三) 施設建築物の公用部分の維持管理に関する事項

本法律案は、今日最も重要な問題といたしたいと存じます。

本法律案は、まずは第一項は、関係権利者相互間に

おける均衡にあたり、従前の権利との関係で不均衡のないようになります。この法律の均衡の考え方

もあります。この法律の均衡の考え方の原則と同じ考え方をしますが、この際は土地にかかる建築物を与え

られるのであります。関係者の心理はきわめて敏感であり複雑であります。管

理処分計画における配備設計におきましても、区画整理の換地計画における照応

するから、委員全員の御賛同をお願いいたし、政府に対しましてはこの点につきまして十分善処せられんことを強く要望いたして賛成する次第であります。

○委員長(稻浦鹿藏君) ほかに御意見ございませんか。

○田上松衛君 民主社会党を代表いたしまして、まずこの法案の精神について

はかるものであります。むしろおそきに賛成をいたしました。むしろおそきに

やつても、今日でもなおまだこういうような問題について、しかもあの審査会等で——審議会ですか、の中でも、人の問題のことですから、まあわかります。そこで本案に付帯決議を付けて不完全なものにしているということは、これは争われない事実なんです。

だから私はこの問題は審査委員という職の、あるいは私当初にお聞きしました責任といいますか、一方にはこれが少なくとも管理処分について条件とされておるというような強い意味のものであるだけに、十分これについては心配して万全を期していただきたい。

○委員長(稻浦鹿藏君) ほかに御質疑もございませんか。——他に御質疑もございませんか。

○内村清次君 私は日本社会党を代表いたしまして、公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案に

つきました、付帯決議案を付して賛成いたしたいと存じます。

本法律案は、今日最も重要な問題となつております都市における街路等の公共施設の用地取得難、あるいは繁華街における店舗等の無秩序な膨脹等に對処いたしまして、密集した建築物を

除去し、新たに高層建築物を建設し、これに従来の居住者を収容することにより公共用地を容易に確保するとともに、土地の高度利用、都市不燃化をも

はかるものであります。また、この法

案は、まず第一項は、関係権利者相互間に

おける均衡にあたり、従前の権利との関係で不均衡のないようになります。この法律の均衡の考え方

もあります。この法律の均衡の考え方の原則と同じ考え方をするが、この際は土地にかかる建築物を与え

られるのであります。関係者の心理はきわめて敏感であり複雑であります。管

理処分計画における配備設計におきましても、区画整理の換地計画における照応

するから、委員全員の御賛同をお願いいたし、政府に対しましてはこの点につきまして十分善処せられんことを強く要望いたして賛成する次第であります。

○委員長(稻浦鹿藏君) ほかに御意見ございませんか。

○田上松衛君 民主社会党を代表いたしまして、まずこの法案の精神について

はかるものであります。むしろおそきに賛成をいたしました。むしろおそきに

失したかと思うくらい、早くこういいう問題がさるべきだと思います。この際特にお願ひしておきたいことは、この法案が通過いたしますならば、少なくとも直接影響を受けるであろうところの、差し迫つておりますオリンピック等の問題にも間に合うようになります。

なお、今、内村委員から出されたところの付帯決議については全面的にこれに賛同いたします。一日も早くこの中に盛られておることを取り入れられつつ実施されることを要望いたしま

す。

○武藤常介君 私は自由民主党を代表いたしまして討論をいたします。公共施設の整備に関連する市街地の改造に

つつ実施されることを要望いたしま

す。

○小平芳平君 本法案に付帯決議を含めこれに付帯決議をするということに

は、私も賛成をいたします。

実施にあたりましては、住民の権利の移行により不利益のないよう、十

分住民のために懇切に取り扱うように

正當なる配慮をして、画期的法案であ

る本法案の真に価値を發揮するよ

うに、執行に当たられる方には十分の配慮を願いたい。かようなことを、きわ

めて簡単であります。つけ加えま

して私は本案に賛成する次第であります。

○小山邦太郎君 本法を原案通り可決することに賛成

ます。

○委員長(稻浦鹿藏君) 小山君の動議

に御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(稻浦鹿藏君) 御異議ないと認めます。それでは、建設事業並びに

建設諸計画に關する調査といたしまして、砂防行政組織の充実拡張について、砂防事務の徹底を期したいという考え方から、

考えるのであります。これによつて都市の機能を維持し、かつ増進するとともに、土地の合理的利用が達成される

ならば、公共の福祉に寄与するところが大なるものがあると信ずるのであります。

最後に、ただいま内村委員から付帯決議が提案されました。私もつけ加えますが、申すまでもなく、ただいまの付帯決議は法案の趣旨には大体盛

られておるのであります。念のた

めこれに付帯決議をするということに

は、私も賛成をいたします。

市再開発に関連するいろいろな立法措置にても、また公共事業等にして、都

きたいことは、住宅政策にしても、都

も、なるべく一元化していくことが望ましいと思います。いろいろの場合があるから、法律も複雑になつていかざるを得ないことはやむを得ないとい

たとしても、道路とか市街地の再開

発とか、そういう問題は住民に深い利害關係があるわけでありますから、住

民の利益をよく尊重し、その利益を主

体にしていかなければならぬ。各省

間や建設省内部の各局間で繩張り争い

うな結果にならないような配慮が必要であると思ひます。

それでは、ただいまの付帯決議につ

きまして建設大臣の所信をお述べ願い

ます。

○委員長(稻浦鹿藏君) ほかに御意見

はございませんか。

ほかに御発言もなれば、本法を原案通り可決することに賛成

ます。

○小山邦太郎君 私は、お許しを得ま

して、かねて本委員会が最も重要な

問題の一つとして取り扱つて参りました

砂防行政組織の充実拡張、この点に

対しまして政府に質問をいたし、進ん

で本委員会の態度を明らかにして、こ

の際その目的を達成するようにいたし

たいといふ希望を持つて、まず政府に

質問をいたしたいと思いますので、お

許しを願います。

○委員長(稻浦鹿藏君) なお、本法の審査報告書につきましては、委員長に

留意をいたしまして、万全を期したい

と思ひます。

○委員長(稻浦鹿藏君) ほかに御意見

はございませんか。

ほかに御発言もなれば、本法を原案

通り可決することに賛成

ます。

○小山邦太郎君 私は、お許しを得ま

して、かねて本委員会が最も重要な

問題の一つとして取り扱つて参りました

砂防行政組織の充実拡張、この点に

対しまして政府に質問をいたし、進ん

で本委員会の態度を明らかにして、こ

の際その目的を達成するようにいたし

たいといふ希望を持つて、まず政府に

質問をいたしましたのでござります。

よつて内村君提出の付帯決議につ

きまして決定いたしました。

それでは、ただいまの付帯決議につ

きまして建設大臣の所信をお述べ願い

ます。

○委員長(稻浦鹿藏君) 全会一致であ

ります。

○委員長(稻浦鹿藏君) 全会一致であ

るとも直接影響を受けるであろうところの、差し迫つておりますオリンピック等の問題にも間に合うようになります。

○武藤常介君 私は自由民主党を代表いたしまして討論をいたします。公共施設の整備に関連する市街地の改造に

つつ実施されることを要望いたしま

す。

○小平芳平君 本法案に付帯決議を含めこれに付帯決議をするということに

は、私も賛成をいたします。

実施にあたりましては、住民の権利の移行により不利益のないよう、十

分住民のために懇切に取り扱うように

正當なる配慮をして、画期的法案であ

る本法案の真に価値を發揮するよ

うに、執行に当たられる方には十分の配慮を願いたい。かようなことを、きわ

めて簡単であります。つけ加えま

して私は本案に賛成する次第であります。

○小山邦太郎君 本法を原案通り可決することに賛成

ます。

○委員長(稻浦鹿藏君) 小山君の動議

に御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(稻浦鹿藏君) 御異議ないと認めます。それでは、建設事業並びに

建設諸計画に關する調査といたしまして、砂防行政組織の充実拡張について、砂防事務の徹底を期したいという考え方から、

要求をして参りましたような次第でござります。ただその際に御承知の建設局の設置と砂防部の新設と、この二項目の要求が並行に相なりましたような次第で、いろいろ行政管理庁及び大蔵当局と折衝の結果、建設局の方の新設は認められることになりましたが、砂防部の設置ということに認められるに至りませんで終わりましたことは、私どもまさに遺憾に存じておる次第でござります。今後、私ども建設省当局といたしましては、極力、できるだけ早い機会に砂防部の設置を見まして、砂防行政の徹底を期すことができるように努力をして参りたいと思ひます。

○小山邦太郎君　ただいま伺うところ

によりましても、政府はこの問題を決してなおざりにしておったのではない。すでに当年度の予算編成の際も、これを計画して進んで要望いたしたのであるが、政府部内のいろいろの都合から建設局と砂防部とを、ともに実施することは困難な事情にあつたので、はなはだ遺憾であるが、今後引き続きその具現に尽くしたいという政府の熱意を示されておるのであります。私はこの際お詰りをいたして建設大臣自身がそれだけの積極的な考え方を持つておられますので、私はこの際本委員会の経意といたしましてこの問題のすみやかに具現できますよう、委員長はこれを議題として全委員にお詰りを願いたいと思うのでござりますか。

○委員長（福浦鹿藏君）　各党で一つこ

月の再度にわたりまして、砂防予算の拡大並びに砂防機構の拡充に関する、昭和三十三年九月及び昭和三十四年九月全会一致決議を行なつて参ったのであります。政府におかれましては昭和三十四年の伊勢湾台風を契機として、小山委員からお話をありましたことと、山本委員会におきましては、先刻、小山委員からお話をありますから、従つて政府自身が追加予算でこれを行なうというならずのことであります。政府におかれましては、昭和三十五年十二月治水十力年計画を決定

するの御発表がありました。これに連関してのこととあります。この砂防事業の機構拡充に関する決議案を提案して、皆様の御賛同をお願いしたいと思ひます。

まずもつて決議案を朗読いたしま

す。

砂防事業の機構拡充に関する決議案

沙防事業の緊急かつ重要性にかんがみ、本委員会は機構の拡大と事業量の増大の促進について再度決議し、政府も治水事業十箇年計画においてその推進を約束している。

しかるに現行の砂防行政組織は建設省の一課に過ぎず、未だ決議の実施がなされていない。このような状況では砂防事業の完遂は甚だ不安である。よつて政府は三十六年度中に少くとも部程度のものにこの組織を拡大強化すべきである。

右決議をする。

といふことであります。御承知のごとく、わが国の地勢上、また年々惹起しておられます河川災害の実情にかんがみまして、砂防事業の重要性につきましては今さら多言を要しないと思うのであります。治水の要諦は砂防にあるといふても決して過言ではないと信じます。

さて、わが國の地勢上、また年々惹起しておられます河川災害の実情にかんがみまして、砂防事業の重要性につきましては今さら多言を要しないと思うのであります。

沙防課を砂防部に昇格すべき具体的な理由といたしましては、まず第一に、砂防事業は河川局内にあつては特殊な専門的知識、すなわち土木のほかに林学の知識も必要とするのであります。従つて、治山事業と有機的な関連をはかつて工事の調査、計画及び実施の指導監督にも特に充実した機構が必要とするのであります。

また第二に、近時砂防指定地の業務も複雑化するとともに、施行個所も山間僻地に数多く、これが事業の実態把握、工事推進のため地方庁におきましても過半数は、土木部内に単独の砂防課を設置しております。また残余の府県におきまして、砂防課設置の機

して、治水事業の推進をはがつて来られたのであります。治水事業十力年計画における砂防事業費は、前期五年においてわずかに七百三十億円にとどまつておりますが、これを昭和二十九年に政府が、全國にわたつて詳細に検討を重ねて、策定せられた治山治水基本計画要綱に対比しますとき、砂防事業は、なお、はなはだ遺憾な状態に残されておると言わざるを得ません。

しかし、ともかく十力年計画では千七百七十億円の事業を実現しようとしているのであります。しかし、漸進的ではありますのが砂防事業が推進される機運にあることは多とする次第であります。

が、一面現行の砂防行政組織を見ますと、建設省に砂防課一課を設置しているのみであります。かくのこととき機構では完全に砂防事業を実施・推進するにはなはだ困難であると言わざるを得ないのであります。

沙防課を砂防部に昇格すべき具体的な理由といたしましては、まず第一に、砂防事業は河川局内にあつては特殊な専門的知識、すなわち土木のほかに林学の知識も必要とするのであります。従つて、治山事業と有機的な関連をはかつて工事の調査、計画及び実施の指導監督にも特に充実した機構が必要とするのであります。

また第二に、近時砂防指定地の業務も複雑化するとともに、施行個所も山間僻地に数多く、これが事業の実態把握、工事推進のため地方庁におきましては、過半数は、土木部内に単独の砂防課を設置しております。また残余の府県におきまして、砂防課設置の機

運にあるような実況であります。本省におきましても機構の拡充が必要とされていますが、この砂防事業を提案して、皆様の御賛同をお願いしたいと思ひます。

ささらに第三に、過去の機構を振り返つてみましても、昭和十三年から十五年の間は、内務省土木局内にあるいは国土局内において、他の事業と独立して砂防課が設置されていましたことは御承知の通りであります。で、砂防事業の促進が強く要請されておりますが、これは必ずしも、岐阜県等は砂防工事を施行した場所は、災害があつても軽微であることは事実です。しかし、何と申しましても仕事がふえる反面、地方自治体の地元負担といふものは相当増大するのであります。第一の問題としては、補助率を三分の二から四分の三に上げる要求を、政府はする意思があるかないか、政府といふは、建設省はあるかどうか同時に農林省においても、砂防事業の地元負担並びに地方負担、地元負担並びに補助率を上げるかという点であります。提示された五力年計画によつて七百三十億のうち、かりにこれを四分の三の補助率にした場合にはたかだか六十一億の増加にしかすぎません。従つて、十一、二億程度でこれが完成するということにならうと思うのですが、それはそのままの理解を私はしておきたいと思います。

○田中一君　私はこれに対する賛否を申し上げます。この決議案の内容は、本年度中に部にせいと、こういう決議であります。が、それはそのままの理解を私はしておきたいと思うのです。

この決議案の内容は、本年度中に部にせいと、こういう決議であります。が、それはそのままの理解を私はしておきたいと思うのです。

沙防課を砂防部に昇格すべき具体的な理由といたしましては、まず第一に、砂防事業は河川局内にあつては特殊な専門的知識、すなわち土木のほかに林学の知識も必要とするのであります。従つて、治山事業と有機的な関連をはかつて工事の調査、計画及び実施の指導監督にも特に充実した機構が必要とするのであります。

また第二に、近時砂防指定地の業務も複雑化するとともに、施行個所も山間僻地に数多く、これが事業の実態把握、工事推進のため地方庁におきましては、過半数は、土木部内に単独の砂防課を設置しております。また残余の府県におきまして、砂防課設置の機

例はたくさんあるのです。私ども近く当委員会に委員として出ておりましたが、夏じゅうは、休みじゅうは、休みじゅうといいますか、休会中はよくみじゅうといいますか、休会中はよく山へ入りまして、その実態をよく知つておられます。伊勢湾台風でも、岐阜県等は砂防工事を施行した場所は、災害があつても軽微であることは事実です。しかし、何と申しましても仕事がふえる反面、地方自治体の地元負担といふものは相当増大するのであります。第一の問題としては、補助率を三分の二から四分の三に上げる要求を、政府はする意思があるかないか、政府といふは、建設省はあるかどうか同時に農林省においても、砂防事業の地元負担並びに地方負担、地元負担並びに補助率を上げるかという点であります。提示された五力年計画によつて七百三十億のうち、かりにこれを四分の三の補助率にした場合にはたかだか六十一億の増加にしかすぎません。従つて、十一、二億程度でこれが完成するということにならうと思うのですが、これはそのままの理解を私はしておきたいと思うのです。

○田中一君　私はこれに対する賛否を申し上げます。この決議案の内容は、本年度中に部にせいと、こういう決議であります。が、それはそのままの理解を私はしておきたいと思うのです。

沙防課を砂防部に昇格すべき具体的な理由といたしましては、まず第一に、砂防事業は河川局内にあつては特殊な専門的知識、すなわち土木のほかに林学の知識も必要とするのであります。従つて、治山事業と有機的な関連をはかつて工事の調査、計画及び実施の指導監督にも特に充実した機構が必要とするのであります。

また第二に、近時砂防指定地の業務も複雑化するとともに、施行個所も山間僻地に数多く、これが事業の実態把握、工事推進のため地方庁におきましては、過半数は、土木部内に単独の砂防課を設置しております。また残余の府県におきまして、砂防課設置の機

予算化せよという命令というか、希望の決議になりますから、その点は、これはかまわない、しようがしないが、われわれはこの決議をすればいいのだというような点だけでは不十分だと思いませんが、村上先生どうお考えになりますか。

○村上義一君 嘉さんの御趣旨ごもつともあります。大体わが建設委員会では、今までに二回決議をいたしましたのであります。それで、とにかくこの程度の内容の決議は、そう不當ではないと私は信じているのであります。もちろん先刻御質問によつて、お答えしましたごとく、予算の金額は小なりといえども、予算を直さなければならぬ關係がありますし、また、定員法にも、たとえ人数は少なくても國係がありますし、今日まで政府間の協議の複雑困難であつたといふ事態はそら安易のものではないと思うのであります。少くともこういう決議をして、そうして各方面の深見なる注意を、それについてできることならば、これはもちろん、この法案につきましての審査は内閣委員会にある次第であります。内閣委員会の方面とも十分打ち合せをしまして、できることを期を三十七年度としてもいいのじやないふうに考えておる次第であります。

○田中一君 私も前二回の決議案の提案には極力推進した一人でありますか

ら、御趣旨はよくわかります。そこで、これは、われわれ建設委員会としては、今村上さんのおっしゃるよう

に、設置法をいじる場合には、これは当然内閣委員会にかかることになつてお

りますので、十分に提案者並びに、もしこれが当委員会の決議になつた場合に

は、委員長責任を持つ一つ内閣委員会と折衝し、三十六年度中にどうし

ても部、並びに建設省が言つておるよ

うな一課ふやし、予算化をするといふ決意がおありますので、

そういう意味合いでこの決議案に賛成いたします。しかしながら、そこまでの

話合いがなくてやる場合には、玉砕的考え方を私はとするべきものではな

いからうと思います。やはり可能な範囲の決議が一番正しいのであらうと思

う。従つて一応この提案に対してもは、かように存じます。

○小山邦太郎君 だんだんの質疑応答が、本決議案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(稲浦鹿藏君) 全会一致でござります。

○委員長(稲浦鹿藏君) ただいまの決議案に対する建設大臣の所信を願います。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいまの御決議の中には、三十六年度中に少な

くとも部程度のものは、組織を拡大すべしという意味の事項がござりますが、

御承知の通り、三十六年度の行政方針は決定をいたしまして、これに関連す

る予算等、両院の議決をいただいてお

りますので、この点はまことに至難でござりますが、砂防の重要性にかんが

みまして、その他の部分につきましては、御趣旨の線に沿いまして、私ども

極力努力をいたしたいと思います。

○田中一君 引き続き、先ほど委員長から報告があつたように、理事会の決

定に基づき、全建設省労働組合と関連する調査案件を食事の後に続けたいと

思いますが、その点は十分に委員長並びに各理事の諸君が善処されたい

と、かように存じます。

○小山邦太郎君 だんだんの質疑応答が、本決議案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(稲浦鹿藏君) 速記をつけます。

○委員長(稲浦鹿藏君) 速記をとめて、これをおお互いに意見を統一して。

○委員長(稲浦鹿藏君) 速記をつけます。

○委員長(稲浦鹿藏君) 次に、静岡県由比町寺尾山の地すべりにつきま

して、その後の経過並びに処置について、林野庁から説明を願います。

○説明員(大野文夫君) 去る三月二十日三日に委員会で御報告申し上げました

が、その後のことにつきまして簡単に経過報告を申し上げます。

三月二十二日に開議で関係開墾の懇

めには、高度の機械力及び技術陣営が

必要でございますので、業者は大手筋の社を選びまして、大成建設、鹿島、岡

西松、能谷組によりまして、四月一日に現場説明、同四月四日に入札を行

なったわけでございますが、いずれも

工事期間を限定いたしましたもので

掘さくのための排土は林野庁が主管いたしまして、緊急事業費をもつて滑落

ました。それから、恒久対策は、応急工事と並行いたしまして調査をいたし

ました。なかなか工事期間内にこれを完

成するということができないというよ

うな結果になつたわけでございます。

そこで、これは、応急工事は、先般お話を

しましたように、県が実施するわけ

でございますが、そこで建設省の河川工事と並行いたしまして立しました

三といたしまして、応急、恒久対策の総合的運用を期するために、池

田国務大臣を団長とします関係各省の共同の現地調査団を派遣することが決

定されました、三月二十九日、三十日

の二日間にわたりまして、池田国務大臣を団長といたします現地調査が行

なされました。そして、現地で、建設当局及び地元の調査とともに、現地協

議会を催しまして、その結果、由比地

工事は林野庁が責任を持って行なう。

工事は林野庁が責任を持って行なう。

地元の補償等の関係は静岡県が解決す

る。恒久対策は、各省の技術陣の協力

によりまして、国營をもつて行なう。

このために必要な基礎的調査を急に

行なうということが、現地の協議会で

決定されたわけでございます。続きま

して、四月一日に、科学技術庁におき

て、関係各省が集まりまして、現

地協議会の結果を再確認しております。

て、そこで中央連絡協議会というものが持たれたわけでございます。そ

れが四月七日に終わりました。排土工

家を二軒、倉庫を一むね撤去いたさな

ければならないのでございました。

これが四月二十一日に終りました。

事に要する付帯の道路開設、これが四

月十日に開設されました。四月十日か

ら四月十三日までにこの道路付近の排

土をいたしたのでございましたが、十

四、十五日が雨天のために非常に道が

こわれまして、重車両が上へ上がらな

いというような關係もございました。

昨日までにその搬出道路に栗石を入れる、あるいは古いまくら木を並べると

いうような工事が行なわれておりますと同時に、湿地用のブルドーザーを搬入して参つておるわけでございます。かわいたときは、二日ほど天気が続きますと、非常に重車両も上がるわけでござりますが、一たん降りますと、十四日は約七八八ミリ程度の雨が降つたわけでございますが、そいついたしますと非常に泥濘化してしまつて、意のことくいかぬということです。さらに、今申し上げましたような湿地用のブルドーザーを搬入するとともに、土石流化を防止するという目的のために、井戸掘りによります排水口路を目下考えて検討して、これを採用しようと思つておるわけでございます。

それと同時に、恒久対策の調査でございますが、これは四月十一日に、科学技術庁におきまして、建設省の土木研究所及び私どもの東京營林局によります調査方針の原案につきまして、各省の研究機関の技術陣営をお招きいたしまして検討していただいだわけでございます。そしてその結果、種々建設的な意見を得まして、表面の移動量の調査、それから地質の調査、これはボーリング、物理探査による地下構造の解明でございます。それから地すべり面の調査、これは地すべりの深さの把握をする。それから地下水の調査、これは地下水と地すべりの相関関係の解明、これを調査の目的といつてしまつて、四月十二日に由比町に私どもの直轄事務所を開設いたしまして、県の土木研究所の方々二名、私どもの方から四名が常駐いたしております。ボーリング地点弹性波及び電探の測線の選定をただいま実行中でございます。それでこれに並行いたしまして、この結

果をもとといたしまして、四月二十四日に一応この中間報告を受けまして、応急工事に引き続いて実施いたしました。直轄の恒久対策工事の概要の方向を討論するということに、ただいま中央連絡協議会におきまして討議するといふことに、ただいまの経過が相なつておるわけでございます。

以上簡単でございますが、ただいままでの地すべりの対策の経過報告を終わります。
○委員長(福浦鹿藏君) それでは、これまで一応休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

結果をもとといたしまして、四月二十四日に一応この中間報告を受けまして、応急工事に引き続いて実施いたしました。直轄の恒久対策工事の概要の方向を討論するということに、ただいま中央連絡協議会におきまして討議するといふことに、ただいまの経過が相なつておるわけでございます。

以上簡単でございますが、ただいままでの地すべりの対策の経過報告を終わります。
○委員長(福浦鹿藏君) それでは、これまで一応休憩いたします。

午後三時二分開会

○委員長(福浦鹿藏君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査といったとして、全建労組員懇成会分問題について調査を行ないます。

建設省から大臣、事務次官、官房長のほか、参考人として、東北地方建設局長田坂栄美君が出席いたしております。それではまず大臣から御発言願ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 実はまことに遺憾な次第でありますたが、先般職員の違法行為がございましたが、私どもといつしましても、秩序維持のために、実は泣いて馬諒を切る思いで、十一名の職員を含む百三十数名に対する懲戒処分を行なつた次第でございまして、この内容につきましては、いざれ

るようになつたと思います。

○委員長(福浦鹿藏君) 官房長から経過について御説明を願います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 全建労が二月の下旬から三月の下旬にわたりまして、各地建管内において行ないました格協議会におきまして討議するといふことに、ただいまの経過が相なつておるわけでございます。

以上簡単でございますが、ただいままで地すべりの対策の経過報告を終わります。

○委員長(福浦鹿藏君) それでは、これまで一応休憩いたします。

午後三時四十九分休憩

○委員長(福浦鹿藏君) それでは、これまで一応休憩いたします。

午後三時二分開会

○委員長(福浦鹿藏君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査といったとして、全建労組員懇成会分問題について調査を行ないます。

建設省から大臣、事務次官、官房長のほか、参考人として、東北地方建設局長田坂栄美君が出席いたしております。それではまず大臣から御発言願ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 実はまことに遺憾な次第でありますたが、先般職員の違法行為がございましたが、私どもといつしましても、秩序維持のために、実は泣いて馬諒を切る思いで、十一名の職員を含む百三十数名に対する懲戒処分を行なつた次第でございまして、この内容につきましては、いざれ

るようになつたと思います。

○委員長(福浦鹿藏君) 官房長から経過について御説明を願います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 全建労が二月の下旬から三月の下旬にわたりまして、各地建管内において行ないました格協議会におきまして討議するといふことに、ただいまの経過が相なつておるわけでございます。

以上簡単でございますが、この統一行動にまで地すべりの対策の経過報告を終わります。

○委員長(福浦鹿藏君) それでは、これまで一応休憩いたします。

午後三時四十九分休憩

○委員長(福浦鹿藏君) それでは、これまで一応休憩いたします。

午後三時二分開会

○委員長(福浦鹿藏君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査といったとして、全建労組員懇成会分問題について調査を行ないます。

建設省から大臣、事務次官、官房長のほか、参考人として、東北地方建設局長田坂栄美君が出席いたしております。それではまず大臣から御発言願ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 実はまことに遺憾な次第でありますたが、先般職員の違法行為がございましたが、私どもといつしましても、秩序維持のために、実は泣いて馬諒を切る思いで、十一名の職員を含む百三十数名に対する懲戒処分を行なつた次第でございまして、この内容につきましては、いざれ

るようになつたと思います。

○委員長(福浦鹿藏君) 官房長から経過について御説明を願います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 全建労が二月の下旬から三月の下旬にわたりまして、各地建管内において行ないました格協議会におきまして討議するといふことに、ただいまの経過が相なつておるわけでございます。

以上簡単でございますが、この統一行動にまで地すべりの対策の経過報告を終わります。

○委員長(福浦鹿藏君) それでは、これまで一応休憩いたします。

午後三時四十九分休憩

○委員長(福浦鹿藏君) それでは、これまで一応休憩いたします。

午後三時二分開会

○委員長(福浦鹿藏君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査といったとして、全建労組員懇成会分問題について調査を行ないます。

建設省から大臣、事務次官、官房長のほか、参考人として、東北地方建設局長田坂栄美君が出席いたしております。それではまず大臣から御発言願ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 実はまことに遺憾な次第でありますたが、先般職員の違法行為がございましたが、私どもといつしましても、秩序維持のために、実は泣いて馬諒を切る思いで、十一名の職員を含む百三十数名に対する懲戒処分を行なつた次第でございまして、この内容につきましては、いざれ

るようになつたと思います。

○委員長(福浦鹿藏君) 官房長から経過について御説明を願います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 全建労が二月の下旬から三月の下旬にわたりまして、各地建管内において行ないました格協議会におきまして討議するといふことに、ただいまの経過が相なつておるわけでございます。

を決定して通達したということはどうぞ

で指示とか通達を最初からする目的ではございません。懇談会の席でこう

いう方針でやろうかこれではまた強

いはりこまかいものでございまして、ございません。これを出しまして、そ

の御了解をいただきたいと思います。

○藤田進君 関連して。それでは聞き

ますか、これは資料として、交渉の一

つの手本を示したにすぎないので、あ

るいは基本的態度のあらましを示した

にすぎないので、地方の権限者は、こ

の通りやろがやるまいが、何ら拘束

はされない。従つて、それに対して責

任を生じるわけもない、この通りやら

ないからと買ってですね。そういう拘束力はないものですか、あるものですか。

○説明員(柴田達夫君) ただいまお話

しになつておりますのは、三月四日、

地方建設局長の懇談会をやつたわけな

いです。これは先ほど官房長から御説

明申し上げましたように、三月一日か

ら違法行為が全國にわたりまして起

こつて参りましたのですから、管理者

側としての地方建設局長の方も、これ

に対してもどういうふうに管理者として

対処したらいいか、今まで建設省とい

ういふような単独の

統一的な大きな違法行為というものに

ぶつかつておりますでした。管理者

側としてどういうふうにこれに対処す

るかを相談しようということで懇談会

を開きまして、その際、官房長が御説

明いたしましたように、人事課が所

管であると思いますが、人事課として、

そういう懇談会としての一つの資料

をまとめまして、地建局長の間でこ

ういう態度で、また、こういうよくな

方針で管理者側は隠んでいくのがよか

らうかどうかということを、相談的に

話をした材料でございます。従いまし

て、官房長がお答えしましたように、そ

れを何のだれ兵衛の名前で地建局長あ

こら言ひ切れますか。

に通達で示している。こういうふうに御了解をいただきたいと思います。

○田中一君 至急に十一日にお出しになつたその官房長通達ですか、それを

御趣旨を体して、間違いのないよう

してほしいといふのを出しました。

それが正式の通達でございます。

それからたしかそれは、また補足い

ます。

○委員長(稻浦鹿藏君) 速記を始め

て。

○委員長(稻浦鹿藏君) 速記をとめて

います。組合の幹部に対する警告では

ございません。これを出しまして、そ

の訓示を受けまして、私の記憶では、

この訓示は、きょうこういうようない

う申し合せ式なものに最終的には

なっております。従いまして、自立的

に地建局長はそういう基本方針につい

ては一致しております。やり方の個々

の細目にわたつて、しゃくし定木的に

やるといふものではないと思ひます。

方向としてはそういう方向で、しかし

その通りに拘束力を持つてゐるといふ

ものではない。時宜に応じてやる。そ

ういう意味においては、拘束力までは

至つておらぬと思ひます。

○藤田進君 私は、直接今局長さんに

も聞いたわけですが、本省から来てい

るから、その部分々々が、やはり本省

からとくいう前提のもとに発言をされ

ています。初めから通達の形になつてお

らないし、最後も通達にはいたしてお

らないのでござります。そういうもの

である私は了解いたしておる次第で

ござります。

○藤田進君 私の質問にお答えをいた

だときたいのですが。

○説明員(柴田達夫君) 通達ではござ

いませんから、それによって直ちに拘

束、いわゆる大臣の訓令とか上司の命

令としての拘束を持つものではござい

ません、それ 자체は。

○藤田進君 そうすればこの内容は、

以下あるわけですが、それはどの部分

についても同様、拘束力は持たない。

その事態なり、相手方のいろいろな事

情に応じて、一つの目標であるにすぎ

ないものであつて、自由裁量で地建局長

はやり得る。そういう性格のものだ、

通達の形で、基本的なことは地建局長

でやつていい、法を守るようやつてやつ

ていないものもあるということを言つておりますが、各地建の局長が、この資料を持ち帰つて、これはみんなむろん不法労働行為といるものがあるとするならば、それに対処するだけの法的な根拠である一つの指針になるのです。従つて田坂地建局長に伺います

が、あなたはこの三月四日の局長会議に出席されて、そうしてこの資料をお持ち帰りになつたのでしようね。

○参考人(田坂榮美君) それは、ほかの書類と一緒にいただいて持つて帰りました。

○田中一君 局長は、この資料は自分が、どうもおれは技術家でわからぬけれども、なかなかそれは、そういうものに対する問題点をよく書いてある。なるほどこれはこういうものか、そして、自分としては知つてゐるものもある。内容については、しかし、相当これによつて、あなたが行動されたということは三月十一日に出された通牒、それからこの局長會議に提出された資料、大体資料の方には、行動的な方法まで示してある、集約されたものがこの十一日の通牒になつておるわけです。

従つて、資料を忠実に実行しようと、いう気持はお持ちになつたでしようね。いろんな議論があつたけれども、ははあこれが本省の意思であると、よう理解なすつたものと思ひますが、その点どうですか。

○参考人(田坂榮美君) 必ずしも、そいうふうには考えておりません。

○田中一君 そう考えなくて行動だけは、これによつて行なつたといふことですね、そうすると。

○参考人(田坂榮美君) 必ずしも、そ

ういうふうなものによって行動したとは、必ずしも言えません。

○田中一君 それでは処分は、これによつて、この基準によつて処分を行なつたというわけですね。

○参考人(田坂榮美君) その処分は、これに基づいてやつたものとは違います。

○田中一君 それじゃ残念ですが、時間がかかりますけれども、あなたの処分した一人々々の行動を、詳細にここで述べていただきたい。

○参考人(田坂榮美君) 私が処分したといふのは、ちょっと異議があると思ひます。

○田中一君 どうも、田坂君をいじめても困るのだけれども、君も機構の人だからやむを得ぬ。

○参考人(田坂榮美君) そうであります。

○田中一君 停職処分は。

○参考人(田坂榮美君) その処分につきましての上申は、一応いろいろ書きまして、本省とよく相談して、全国的に公平、不公平のないよろこび、不公平のないようやつておるわけです。

従つて、資料を忠実に実行しようと、いう気持はお持ちになつたでしようね。いろいろ議論があつたけれども、ははあこれが本省の意思であると、よう理解なすつたものと思ひますが、その点どうですか。

○参考人(田坂榮美君) 必ずしも、そいうふうには考えておりません。

○田中一君 この資料に、最近、全建労は昭和三十七年度部分定員化の実施、共済組合長期掛金率の引き下げ等についての要求、これがいられないと、う名目的な理由を付して、事実上の団交権、スト権の奪還を目指していると

いう認定は、これはどなたが、そういう認定をして資料として提出したものですか。これは建設大臣ですか。この資料には、そういう認定がしてございません、はつきりと。われわれが了解して、私が自分ではだに触れ、目に見、自分で接触する問題というのは、部分定員化の問題と共済組合の長期掛金引き下げ等の二点だと思ふのです。これ

を名目的な理由として、事実上の団交権、スト権の奪還を目指しているといふ認定は、だれがしたのですか。あるいはどの機関でなさったのですか。建設大臣自身が行なつたのですか、それとも省議でおきめになつたのですか。少なくとも局長が、行動的な監督権を持つてゐるところの局長が、一つの大臣がなさつたものならば、どういう根拠で、どういう情勢判断でなさつたか、説明をしていただきます。

○参考人(田坂榮美君) その処分につきましての上申は、一応いろいろ書きまして、本省とよく相談して、全国的に公平、不公平のないよろこび、不公平のないようやつておるわけです。

○国務大臣(中村梅吉君) それは今のお話の点は、懇談会の資料の中にあるのではないかと思うのですが、当時われわれ首脳部の間で、一休今度のこの定員化及び長期掛金の引き下げ問題で、こちらとしては努力しておることも、これはもう関係職員、全国の職員、わかつてはいるはずです。それから長期掛金といふものも、それは下げるべきことならばしたいことだし、で

きることなどは、お持ちになつたでしようね。いろいろ議論があつたけれども、ははあこれが本省の意思であると、よう理解なすつたものと思ひます。そこで私どもは、その内輪の会議の、それは資料でござりますから、話を題の資料でござりますから、そういうことを事務的に、起案をして書いた者はが書いたと思ふのです。従つて、そういうことは、われわれの間で話し合つておつたわけであります。

○田中一君 減給処分は。

○参考人(田坂榮美君) 同じでござります。

○田中一君 この資料に、最近、全建労は、これによつて行なつたといふことですね、そうすると。

○参考人(田坂榮美君) 必ずしも、そ

ざいません。多分その懇談会に配りました資料は、所管の課であります人事課が立案をして書いたものだと思ふ

ですが、そういう程度のものでございませんが、だれが、あるいははどういう機関にはかつて決定した決定版でもないわけあります。

○田中一君 これは、そういう答弁をしておるわけですが、一齊休暇等の激烈な闘争を広範に展開しておる状況であるといふ本省の認定は、これは本省の立案者の認定といつてもかいませんが、地建局長会議に持ち込むべき性質のものではないと思うわけです。そ

ういうものがあるのではないかといつておるわけですが、三月四日に出たとすれば、今、官房長の言われたのは、二月下旬から三月下旬にわたるに、それでも今起きてきてしまつてかかるに意図するところがあるのじやないだらうか、要するに、他のよく労働問題の論議に出て参りますスト権の確立というようなことが基本なんじやないだらうか、公務員は、現在のこととしては国家公務員法によつて争議権の点は、懇談会の資料の中にあるのではないかと思うのですが、当時われわれ首脳部の間で、一休今度のこの定員化及び長期掛金の引き下げ問題で、こちらとしては努力しておることも、これはもう関係職員、全国の職員、わかつてはいるはずです。それから長期掛金といふものも、それは下げるべきことなどは、お持ちになつたでしようね。いろいろ議論があつたけれども、ははあこれが本省の意思であると、よう理解なすつたものと思ひます。そこで私どもは、その内輪の会議の、それは資料でござりますから、話を題の資料でござりますから、そういうことを事務的に、起案をして書いた者はが書いたと思ふのです。従つて、そういうことは、われわれの間で話し合つておつたわけであります。

○田中一君 あつたか存じませんけれども、少くとも認めして、断定して書いてあります。

それから、その次にあるのは、報復的態度、挑発的態度が、ここに明らか

になつておるのは、こういうことが書いてあります。今後は団体交渉について、従来のゆがめられた慣習を反省して正しい規律に戻そう。文書は、その通りでございます。しかしながら、慣習というものは、今次建設省、二十年かに行なわれたレッド・ページ以来、新しい慣習というものは生れてきています。私は今まで十何年間の間に、数々のこれに類似した行動があつたことを知っています。これに類似したところの行動があつたのであります。私は不法行為であれば、当然かりにそれが不法行為を受けるべきでございましょう。おそらく受けた歴史もあります。しかし、これも慣習として、またあの賃金カット等の処分は、

と同時に、まだございます。かかる違法行為が発生した場合には、特に証拠収集、保全に努め、嚴重なる行政処分を励行するとともに、刑事犯については告発を行なうものである、このくらいきびしい厳嵩な法の執行人はございません。こういう態度をもつて、今年度は三月四日の時点において、この態度を確認しているという事実、私はこれが三月二日に、この時点でおし合なうことが慣行でございます。その慣行は、今までゆがめられておつたといふ一方的な反省だけで、こういう意思が決定されるべきものではないと思う。慣行というものは尊いものです。立ち小便をして、おまわりさんはそく激しくどならないのが慣習です。生理的な現象で立ち小便をして、そう立つがめるものはありません。これはあまり芳はしい慣行ではないかも知れないが、そういう事例は、われわれ社会生活、日常生活の中でたくさんございます。それらを一挙に正常、正常だだと思います。法律に無理がある。

私は、これは建設大臣、あなたは練習でいらっしゃいます。こうしては正しいでしょうけれども、その間に、数々のこれに類似した行動があつたことを知っています。これに類似したところの行動があつたのであります。私は不法行為であれば、当然かりにそれが不法行為を受けるべきでございましょう。かかる違法行為が発生した場合には、特に証拠収集、保全に努め、嚴重なる行政処分を励行するとともに、刑事犯については告発を行なうものである、このくらいきびしい厳嵩な法の執行人はございません。こういう態度をもつて、今年度は三月四日の時点において、この態度を確認しているといふ事実、私はこれが三月二日に、この時点でおし合なうことが慣行でございます。その慣行は、今までゆがめられておつたといふ一方的な反省だけで、こういう意思が決定されるべきものではないと思う。慣行というものは尊いものです。立ち小便をして、おまわりさんはそく激しくどならないのが慣習です。生理的な現象で立ち小便をして、そう立つがめるものはありません。これはあまり芳はしい慣行ではないかも知れないが、そういう事例は、われわれ社会生活、日常生活の中でたくさんございます。それらを一挙に正常、正常だだと思います。法律に無理がある。

行き過ぎはないだらうけれども、本文とては正しいでしょうけれども、その間に、数々のこれに類似した行動があつたことを知っています。これに類似したところの行動があつたのであります。私は不法行為であれば、当然かりにそれが不法行為を受けるべきものじやない。きびしい法の前にお話しするべきものじやない。きびしい法の前に認められる慣行というものはあり得るはずなんです。これは一方的に、もう建設大臣は弁護士として、十分私の不正当であるとか、ゆがめられたと見

ることは、人間として、集團生活としての慣習が生まれるべきだ。これは建設大臣は弁護士として、十分私の不正当であるとか、ゆがめられたと見

ことは、人間として、集團生活としての慣習がある場合には、新しい秩序としての慣行が生まれるべきだ。これは建設大臣は弁護士として、十分私の不正当であるとか、ゆがめられたと見

ことは、人間として、集團生活としての慣習がある場合には、新しい秩序としての慣行が生まれるべきだ。これは建設大臣は弁護士として、十分私の不正当であるとか、ゆがめられたと見

ことは、人間として、集團生活としての慣習がある場合には、新しい秩序としての慣行が生まれるべきだ。これは建設大臣は弁護士として、十分私の不正当であるとか、ゆがめられたと見

ことは、人間として、集團生活としての慣習がある場合には、新しい秩序としての慣行が生まれるべきだ。これは建設大臣は弁護士として、十分私の不正当であるとか、ゆがめられたと見

につきましては、私は現業の四大臣に、人々質疑をいたしました。農林大臣も、はつきりとそのような無理はありません。運輸大臣もしかりで、決して非法とは思いません、國會でもって議決したところの建設大臣は、その合法性を主張しておられたが、決して非法とは思いません、國會でもって議決したところの部分定員化という法律案が通った以上、事務的に事務当局は、その辞令を出すのは当然でございましょう、しかしながら建設大臣が所管するところの行政範囲内において末端の職員との摩擦といふものは、政治的に避けなければなりません。そのため、從来ともいろいろな慣行がありました。北海道開発長官は発令しております。そういうような政治的配慮というものが、同じかまの飯を食っているあなたの行政の長として、あなたと血の通つているところの末端の職員が、どうしてもこれは古い者の願にしてくれといふような切実な職員の労働組合の内部をおさめるための要求を、るる言っているにかかわらず、それを他の大臣は強行しないにかかわらず、建設大臣だけは行なつたといふ、この時点において、地方の職員が、筋違いかもしれません、筋違いといいますか、直接に工事事務所長とかあるいは地建の局長等をつるし上げる云々とかいうことは、あるいはその権限がない方々の場合もあるかもしれませんですから、多少の無理はあつたかもしれません、がこれらは政治的の配慮によって、他の大臣はそれを、そうした紛糾を避けておる、発令したもののは一べん預かって、そのまま取り返した大臣もあります、ことに大蔵当局で

は、何も三十五年度に辞令を出さなければならぬということはございません、御都合によつて四月になつても五月になつても一向差しつかございません、こういふような発言をしておるが發令してしまつたところの建設大臣は、その合法性を主張しておられたが、決して非法とは思いません、國會でもって議決したところの部分定員化という法律案が通つた以上、事務的に事務当局は、その辞令を出すのは当然でございましょう、しかしながら建設大臣が所管するところの行政範囲内において末端の職員との摩擦といふものは、政治的に避けなければなりません。そのため、從来ともいろいろな慣行がありました。北海道開発長官は発令しております。そういうような政治的配慮といふものは、同じかまの飯を食っているあなたの行政の長として、あなたと血の通つているところの末端の職員が、どうしてもこれは古い者の願にしてくれといふような切実な職員の労働組合の内部をおさめるための要求を、るる言っているにかかわらず、それを他の大臣は強行しないにかかわらず、建設大臣だけは行なつたといふ、この時点において、地方の職員が、筋違いかもしれません、筋違いといいますか、直接に工事事務所長とかあるいは地建の局長等をつるし上げる云々とかいうことは、あるいはその権限がない方々の場合もあるかもしれませんですから、多少の無理はあつたかもしれません、がこれらは政治的の配慮によって、他の大臣はそれを、そうした紛糾を避けておる、発令したもののは一べん預かって、そのまま取り返した大臣もあります、ことに大蔵当局で

は、何も三十五年度に辞令を出さなければならぬということはございません、御都合によつて四月になつても五月になつても一向差しつかございません、こういふような発言をしておるが發令してしまつたところの建設大臣は、その合法性を主張しておられたが、決して非法とは思いません、國會でもって議決したところの部分定員化という法律案が通つた以上、事務的に事務当局は、その辞令を出すのは当然でございましょう、しかしながら建設大臣が所管するところの行政範囲内において末端の職員との摩擦といふものは、政治的に避けなければなりません。そのため、從来ともいろいろな慣行がありました。北海道開発長官は発令しております。そういうような政治的配慮といふものは、同じかまの飯を食っているあなたの行政の長として、あなたと血の通つているところの末端の職員が、どうしてもこれは古い者の願にしてくれといふような切実な職員の労働組合の内部をおさめるための要求を、るる言っているにかかわらず、それを他の大臣は強行しないにかかわらず、建設大臣だけは行なつたといふ、この時点において、地方の職員が、筋違いかもしれません、筋違いといいますか、直接に工事事務所長とかあるいは地建の局長等をつるし上げる云々とかいうことは、あるいはその権限がない方々の場合もあるかもしれませんですから、多少の無理はあつたかもしれません、がこれらは政治的の配慮によって、他の大臣はそれを、そうした紛糾を避けておる、発令したもののは一べん預かって、そのまま取り返した大臣もあります、ことに大蔵当局で

は、何も三十五年度に辞令を出さなければならぬということはございません、御都合によつて四月になつても五月になつても一向差しつかございません、こういふような発言をしておるが發令してしまつたところの建設大臣は、その合法性を主張しておられたが、決して非法とは思いません、國會でもって議決したところの部分定員化という法律案が通つた以上、事務的に事務当局は、その辞令を出すのは当然でございましょう、しかしながら建設大臣が所管するところの行政範囲内において末端の職員との摩擦といふものは、政治的に避けなければなりません。そのため、從来ともいろいろな慣行がありました。北海道開発長官は発令しております。そういうような政治的配慮といふものは、同じかまの飯を食っているあなたの行政の長として、あなたと血の通つているところの末端の職員が、どうしてもこれは古い者の願にしてくれといふような切実な職員の労働組合の内部をおさめるための要求を、るる言っているにかかわらず、それを他の大臣は強行しないにかかわらず、建設大臣だけは行なつたといふ、この時点において、地方の職員が、筋違いかもしれません、筋違いといいますか、直接に工事事務所長とかあるいは地建の局長等をつるし上げる云々とかいうことは、あるいはその権限がない方々の場合もあるかもしれませんですから、多少の無理はあつたかもしれません、がこれらは政治的の配慮によって、他の大臣はそれを、そうした紛糾を避けておる、発令したもののは一べん預かって、そのまま取り返した大臣もあります、ことに大蔵当局で

は、何も三十五年度に辞令を出さなければならぬということはございません、御都合によつて四月になつても五月になつても一向差しつかございません、こういふような発言をしておるが發令してしまつたところの建設大臣は、その合法性を主張しておられたが、決して非法とは思いません、國會でもって議決したところの部分定員化という法律案が通つた以上、事務的に事務当局は、その辞令を出すのは当然でございましょう、しかしながら建設大臣が所管するところの行政範囲内において末端の職員との摩擦といふものは、政治的に避けなければなりません。そのため、從来ともいろいろな慣行がありました。北海道開発長官は発令しております。そういうような政治的配慮といふものは、同じかまの飯を食っているあなたの行政の長として、あなたと血の通つているところの末端の職員が、どうしてもこれは古い者の願にしてくれといふような切実な職員の労働組合の内部をおさめるための要求を、るる言っているにかかわらず、それを他の大臣は強行しないにかかわらず、建設大臣だけは行なつたといふ、この時点において、地方の職員が、筋違いかもしれません、筋違いといいますか、直接に工事事務所長とかあるいは地建の局長等をつるし上げる云々とかいうことは、あるいはその権限がない方々の場合もあるかもしれませんですから、多少の無理はあつたかもしれません、がこれらは政治的の配慮によって、他の大臣はそれを、そうした紛糾を避けておる、発令したもののは一べん預かって、そのまま取り返した大臣もあります、ことに大蔵当局で

お話をしたのであります。それを、まあ一方的に破棄といふうにいわれているようではあります。事実は、そういうことでございまして、私は、今後も努力するという意向を表明いたしました次第でございます。

○田中一君 大蔵省の給与課長は、官房長から事前に四十一にするというこの通り四十一になるのだ、四十二になるのだといふような交渉はなかつた。結局四十三という運審の決定を待つて自分のところへ報告をしたのだ。そこで、それを認めたのだ。それが答弁をしております。これは議事録をお読みになればわかる。昨年の三月の場合、あの協定といふものは、運審で四十三を決定したのちのたしか協定だと思います。従つて、あなたは努力をしたという事実はないといふことを法規課長もはつきりいつております。四十三の決定した数字をもつて自分のところに交渉して、それをかくかくでござりますといふ答弁を給与課長はしております。

それから伺いたいのは、同時に、その後の運審において、四十一に何か下げる。あるいは四十に下げるといふように交渉して、それをかくかくでござりますといふ答弁を給与課長はしてあります。

その他の運審において、四十一に何とか下げる。あるいは四十に下げるといふように交渉して、それをかくかくでござりますといふ答弁を給与課長はしてあります。

それから伺いたいのは、同時に、その後の運審において、四十一に何とか下げる。あるいは四十に下げるといふように交渉して、それをかくかくでござりますといふ答弁を給与課長はしてあります。

て、そのまま押し通したといふ官房長の方に怠慢があると私は認めざるを得ないのですが、そうでない事実があるならば、一つ御答弁願います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 大蔵省と折衝いたしました際は、現行掛金率の千分の四十三の基礎資料によりまして折衝いたしましたのでござります。従いまして、千分の四十一といふ数値を出して折衝いたしたのではございません。ただ千分の四十三の基礎資料に基づいて、たとえば大きなファクターといった要素だけでも、私どもの方で検討いたしましたは、減額退職年金の受給の希望率とか、あるいはこの退職等を含みまする脱退率、こういう二つの要素だけでも、私どもの方で検討いたしましたと千分の二程度は下がる可能性があるといふ検討をいたしましたの

で、主としてこの二つの要素につきまして、大蔵省と折衝いたしたのでござります。そこで、主としてこの二つの要素だけでも、私どもの方から三名で計算委員会を設けまして、新年早々から検討いたしました。その検討の内容ですが、計算委員会は、昨年、全建労側から三名と、私どもの方から三名で計算委員会を設けまして、新年早々から検討いたしました。その検討の内容としては、計算委員会は、今申し上げたよ

うな減額退職年金の受給希望率とか、脱退率とか、そのほかまあ廢疾率の取り合側が加入しておらない運審の委員がおやりになつたのならば、おやりになつたといふことだけつこうでござります。少なくとも四十三の結論を持つてきました以外には、四十一とか、四十二とかいろいろな合理的な計算の試算をもつて一たん交渉になつた例はないといふことを言つておりますから、逆に申しますといふと、あの協定を無視して、そういう計算委員会等開かずし

は、もうすでに解消いたしておりません。

○田中一君 それでは官房長、あなたは三月協定を結んだときには、千分の四十一にするよう努力するということを、あなたは努力すると言つて、四十一になるよう努力していらっしゃる。私は、四十一にはなるんだ、しかしながら四十一以下にまで努力をしようとするような理解を持っておつたのですが、なるほど文章を見ると、なかなか官房長は書き方が上手で、四十一にならぬかわからぬけれども、四十一以下まで努力するということは、四十一にならない場合もあり得るといふのです。四十一以下、四十一も含むなど四十一以下を努力するのだといふことを言つている。なるほどこれは僕は一ぱい食つたといふような気がするのですが、しかし、それはそれとしてのですが、しかし、それはそれとしてのことを言つている。なるほどこれは僕は少くともこの協定書を結んだ以後において、真剣に、労働組合の運審委員を入れて新しい計算委員会を持つて検討すべきが正しいと思うのです。

○田中一君 昨年の協定書を交換したとき以後、計算委員会を持つたことはござります。そこで、結論が出ないまま委員会を解消したと、こういふ経過でござります。そこで、結論が出ないまま委員会を解消したと、こういふ経過でござります。

○政府委員(鬼丸勝之君) 協定を締結した以後は、全建労との計算委員会でござりますといふと、あの協定を無視して、そういう計算委員会等開かずし

てお聞きになつたでござります。そこで、お聞きになつたでござります。

○田中一君 それでは官房長、あなたは三月協定を結んだときには、千分の四十一にするよう努力するということを、あなたは努力すると言つて、四十一になるよう努力していらっしゃる。私は、四十一にはなるんだ、しかしながら四十一以下にまで努力をしようとするような理解を持っておつたのですが、なるほど文章を見ると、なかなか官房長は書き方が上手で、四十一にならぬかわからぬけれども、四十一以下まで努力するということは、四十一にならない場合もあり得るといふのです。四十一以下、四十一も含むなど四十一以下を努力するのだといふことを言つている。なるほどこれは僕は少くともこの協定書を結んだ以後において、真剣に、労働組合の運審委員を入れて新しい計算委員会を持つて検討すべきが正しいと思うのです。

○田中一君 昨年の協定書を交換したとき以後、計算委員会を持つたことはござります。そこで、結論が出ないまま委員会を解消したと、こういふ経過でござります。そこで、結論が出ないまま委員会を解消したと、こういふ経過でござります。

○政府委員(鬼丸勝之君) 協定を締結した以後は、全建労との計算委員会でござりますといふと、あの協定を無視して、そういう計算委員会等開かずし

てお聞きになつたでござります。そこで、お聞きになつたでござります。

○田中一君 それでは官房長、あなたは三月協定を結んだときには、千分の四十一にするよう努力するということを、あなたは努力すると言つて、四十一になるよう努力していらっしゃる。私は、四十一にはなるんだ、しかしながら四十一以下にまで努力をしようとするような理解を持っておつたのですが、なるほど文章を見ると、なかなか官房長は書き方が上手で、四十一にならぬかわからぬけれども、四十一以下まで努力するということは、四十一にならない場合もあり得るといふのです。四十一以下、四十一も含むなど四十一以下を努力するのだといふことを言つている。なるほどこれは僕は少くともこの協定書を結んだ以後において、真剣に、労働組合の運審委員を入れて新しい計算委員会を持つて検討すべきが正しいと思うのです。

○田中一君 昨年の協定書を交換したとき以後、計算委員会を持つたことはござります。そこで、結論が出ないまま委員会を解消したと、こういふ経過でござります。そこで、結論が出ないまま委員会を解消したと、こういふ経過でござります。

○政府委員(鬼丸勝之君) 協定を締結した以後は、全建労との計算委員会でござりますといふと、あの協定を無視して、そういう計算委員会等開かずし

申し上げたことでございますが、どうしてもこれは新しい資料の作成に相互協力を下から積み上げて、建設省は、よそとの比較はどうあらうとも、建設省に開しては、大体、起つた共済組合の歴史から違うのだから、建設共済組合だけは下げてくれ、こういきわんとした資料を整備してあります。

ところが、こういふよなことで意見の対立を来たし、われわれ役所の者も、自來国会開会中でございまして、思ふように意にまかせないよなわけ

でござりますが、運営審議会に出でおられる全建労の代表者の方々と意見の一致を見させすれば、すみやかにこれ

は実行に移してやつていただきと、今日も考えておるよなわけでございま

す。

○田中一君 その点は、大臣からも伺っておりますし、私からも申し上げておりますから異存はございません

が、なぜ昨年の三月の十二日に協定書が出たときから、そういう資料の整備をして進めなかつたかという点です。

これは、ほかの共済が四十五であると四十であると——ほかは四十五だからお前の方も四十一など、とてもなれっこないのだから、お前の方は四十三だなんということは筋違いなんです。

そういうことは言いませんといふことを、はつきり大蔵大臣は答弁しております。これは議事録に残つております。

大体、考えてごらんなさい。共済年金法という法律が通つたために、歴史ある、三十年以上の歴史を持つてい

る建設共済、この建設共済というものが、任官をされない雇用員がお互にお互いの身分を守り合うための建設共済組合というものがあつたのでござります。

こうして自衛的な低所得者と申しますが、身分の低い者たちが集まつた共済組合であつたにかかわらず、法律改正によつて、官房長、——今度は大臣も、そなだらですが、大臣、次官

その他の高級職員もなだれ込んでいたおかげで、これまで恩給ももらえないあなたの方は知らなければならぬのです。

従つて、最善の努力をした上に分たちの老後を守るために共済年金、

共済組合といふものが、あなたの方のなれ込みによつて、こういう料率が上

がつたという事実をあなた自身が知らなければならぬ。

それには十分な、昨年の三月十二日協定といふものが行なわれた後に、直

ちに、時間がかかるが、金がかかる

うが、そうした合理的な計画整理をして、そうして折衝しなければならない。

すべくそういう協定を結んだように僕は承知しておるので、それをし

いたしました。三番目の短期掛金の千

分の三十五を三十三まで下げようとい

う努力目標でありましたが、これは大

蔵省とも、うまく話がつきまして、予

想以上に、三十三が努力目標であつたのが三十一まで下げられたわけなん

です。不幸にして長期掛金の四十三だけが、これを下げられないでおつたので

すが、三項目協定をしたうち二項目は

協定が実行され、しかも一項目は努力

目標以下にまでなつたという点は、官

房が、そう怠慢であったとも思ひませ

んで、その点は、おしかりはおしかりじやないです、各任官者が入らなければ、何もこんな動搖はございません。

が入らなければ、——次官や官房長ばかりじやないです、かるのごとき遺憾な事態

が起こりましたことについては、なる

にと私の立場では考えておるよなわ

けでございます。

なお、残されたこの一項目の千分の

四十三の引き下げにつきましては、私

しては職場の規律保持の上から、どう

けれども、われわれの立場といたしま

しては職場の規律保持の上から、どう

よろしく私は承知いたしておるのであります。

当たつておる者が、三月十二日の協定

ども誠意をもつて、また手段を合理的に講じて、引き続き努力をして参りました

て真剣に取つ組んでいないと、いかずます。それが今日の事態をもたらした

といふことを、大臣はよく認識してお

いていただきたいと思うのです。従つて反省していただきたいと思うのです、この事実を。

○國務大臣(中村梅吉君) 実は田中さんから、だいぶおしゃりございましたが、この三月協定は、田中さんお立ち合ひただいたので内容よく御存じな

のであります。一つは長期掛金の千分の四十三を引き下げるという問題。

一つは運営審議会の委員の中に、全建労の代表者を三名入れるということ。

もう一つは、短期掛金の千分の三十五を千分の三十三まで引き下げるという問題。

一つは運営審議会の委員の中に、全建労の代表者を三名入れるということ。

もう一つは、长期掛金の千分の三十五を三十三まで下げようとい

う努力目標でありましたが、これは大

蔵省とも、うまく話がつきまして、予

想以上に、三十三が努力目標であつたのが三十一まで下げられたわけなん

です。不幸にして長期掛金の四十三だけが、これを下げられないでおつたので

すが、三項目協定をしたうち二項目は

協定が実行され、しかも一項目は努力

目標以下にまでなつたという点は、官

房が、そう怠慢であったとも思ひませ

んで、その点は、おしかりはおしかりじやないです、かるのごとき遺憾な事態

が起こりましたことについては、なる

にと私の立場では考えておるよなわ

けでございます。

なお、残されたこの一項目の千分の

四十三の引き下げにつきましては、私

しては職場の規律保持の上から、どう

よろしく私は承知いたしておるのであります。

当たつておる者が、三月十二日の協定

ども誠意をもつて、また手段を合理的に講じて、引き続き努力をして参りました

て真剣に取つ組んでいないと、いかずます。それが今日の事態をもたらした

といふことを、大臣はよく認識してお

いていただきたいと思うのです。従つて反省していただきたいと思うのです、この事実を。

○國務大臣(中村梅吉君) 実際には、違法行為の激しかった部分についての

み処分を行なつたつもりでございま

す。実は、私の実感を率直に申します

と、従来全建労という組合は、他の組

合に比して非常に稳健な組合であつた

よろしく私は承知いたしておるのであります。

当時の処分等につきましては、そのこ

るの責任者が、従来の全建労の組合の方等にかんがみて、よその職員組合の処分よりは、よほど考慮をされたものと思うのであります。それがいい結果をもたらしかといえ、かえってこういう激しい違法行為を連續するような事態を招いておりますので、私いたしましては、むしろ違法行為は、少数の犠牲者の立場はお気の毒でござりますけれども、あくまで追及いたしまして明確にいたしませんと、本省なりわれわれ責任者の立場で、国会で御議論をいたまくのは御自由でございますけれども、最も公務員法の精神に従つて仕事に従事しなければならない人たちが、われわれに若干、あるいは国会でいうような意見の余地が万一あるにいたしましても、私は、さようなことは許しておくれませんが、かえつて今後を乱すものである。

実はそう思いましたので、かよくな決意をもつて、今回の処分を実行いたしました次第でございます。

○藤田進君 しかし客観的に見て、これが三月十二日の協定が、私法上だしろ公法上にしき結ばれてはいる。それが事務当局の段階でうまくいかないといふことにとどまつてゐるよう。國務大臣とされて、大蔵大臣に、あるいは関連する各省担当の國務大臣にも話し合つて、相当な努力をされて、しかもそれが実現不可能であつたという段階まできていないように、あなたの自身の努力といふものは、何ら今まで聞いていない。官房長以下が何らかの交渉を持たれたに過ぎないようと思つた。それが、あなたの名において大量に、こういう免職をする。こつけいですよ。その点については、片手落ちが

あるように私は思う。あなた自身も、しかしそういう閣僚の間における交渉を持ち、いろいろ心血を注いだ努力をされ、それもきかなかつたといふこと結果をもたらしかといえ、かえつてこういう激しい違法行為を連續するような事態を招いておりますのととは事態が違うように思うがどうです。

○國務大臣(中村梅吉君) 実はこの協定には、先ほど申し上げたような三項目があるわけございますが、第一項目の長期掛金の引き下げという問題が、なかなかわれわれ建設省の者が考えただけのような工合にたやすくいかない問題であるということは、――協定にはなるほど書いてありますけれども、これはもう一般世間の人じやありませんので、役所の職員として關係している人たち、あるいはまた、これに、全建労の団体を指導しておるようこれがわれわれの権限のみでやれることならば、これはやらなかつたならば、怠慢であり、不都合であるといふこと、突き上げは、もつともでしようけれども、建設省だけで、これを下げるといふことの決定版の处置のできない問題であります。しかも今まで当たつた結果から見ますと、もう一応、手間ひまかけて積み上げをして、資料の整理をしてみなければ合理的な引き下げの要求といふものの強い拠点ができるないということ、これはだれがお考え願つてもわかる問題だと思うのです。

○藤田進君 いや、私がお伺いしていはれど、建设省だけでは、これを下げるといふことを、委員長理事室でも了解がついたようですが、全建労に確かめてみて、私の認識が違うかどうかをただしたいと思つますが、私の知り限りでは、そういう問題は紛糾して、事態がむしろ発展している、これが第二の点であります。

○國務大臣(中村梅吉君) なるほど私の努力の片りんがなかつたといふお詫び、これはごつともござります。私は、十二月末に就任をいたしましたて、就任早々から一月の二十日過ぎまでの間は、ほとんど予算編成に没頭いたしております。その間のうち日時があつたはずですが、しかも外國にいし予算の確定の時点までは、相当の私実は、今までのようなファクターの見方で、行かなければ資料が取れないといふ行かなければ資料が取れないといふようなものでもない。一方協定をしていくと、その段階においては、ほんとうに実現させなければならないという意思の問題くらいのことでは、大蔵省は引合意によって、協定ができるものと私は善意に解釈をして、しかし今のようになる。ある種の幻想を抱かせて幻滅の悲哀を感じさせている。そこにやはなことであれば、まことに無責任の協定を結ばれて、その場をのがれたことによる。ある種の幻想を抱かせて幻滅に思つております。

○藤田進君 いや、私がお伺いしていはれど、建设省だけではなくて、國務大臣とされ、建設大臣とされているあなたの努力といふものが、こういう問題に関連して行なわれるのは違法行為としては、どうも違法行為が目にあるものがあつたと、こういふふうに思つております。今までの資料によつて千分の四十三り、いろいろの行動の変化といふものが、いつても、この見方が何年か経過をしたか私は取れない。この点

務大臣とされ、建設大臣とされているあなたの努力といふものが、ないままに、あなたの意思によって、その協約の相手方だけを処分するといふこと定には、先ほど申し上げたような三項目があるわけございますが、第一項目の長期掛金の引き下げといふ問題が、なかなかわれわれ建設省の者が考めただけのような工合にたやすくいかない問題であるということは、――協定にはなるほど書いてありますけれども、これはもう一般世間の人じやありませんので、役所の職員として關係している人たち、あるいはまた、これに、全建労の団体を指導しておるようこれがわれわれの権限のみでやれることならば、これはやらなかつたならば、怠慢であり、不都合であるといふこと、突き上げは、もつともでしようけれども、建設省だけで、これを下げるといふことの決定版の处置のできない問題であります。しかも今まで当たつた結果から見ますと、もう一応、手間ひまかけて積み上げをして、資料の整理をしてみなければ合理的な引き下げの要求といふものの強い拠点ができるないということ、これはだれがお考え願つてもわかる問題だと思うのです。

○國務大臣(中村梅吉君) しかし、昨年の三月十二日から昭和三十六年度の予算編成期なに、今までのようなファクターの見方で、行かなければ資料が取れないといふようなものでもない。一方協定をしていくと、その段階においては、ほんとうに実現させなければならないという意思の問題くらいのことでは、大蔵省は引合意によって、協定ができるものと私は善意に解釈をして、しかし今のようになる。ある種の幻想を抱かせて幻滅の悲哀を感じさせている。そこにやはなことであれば、まことに無責任の協定を結ばれて、その場をのがれたことによる。ある種の幻想を抱かせて幻滅に思つております。

○藤田進君 いや、そつすると、今後も刑罰主義で臨んでいこうといふに考えておるわけござりますか。

○國務大臣(中村梅吉君) 激しい法処分、懲罰のような処置はとりません。努めて話し合いをして、努めて私はお

まして、そうしてこの短期の退職者とかいうような実績がでてきて、これだけの実績になつた、この実績を見て直してくれ、これならまた一つの筋でございます。まだ発足したばかりで、まだ発足したばかりで、ほんとうに今後の建設行政を、工事を担当していくところといふ立場の皆さんとして

は、あと味がいいですか、さっぱりして、これは無理であると、だから、こな気がしますか。私はほんとうに冷感な者でない限り、あと味が悪いはずだと思つ、どういうふうに感じておりますか。

○國務大臣(中村梅吉君) 三十六年度は、御承知の通り建設関係の事業規模も非常に拡大をいたしましたので、これを完全に予算消化して、使命を達成していくといふことは容易なことではない、かよな角角度に立ちまして、建設法の改正を初め、いろいろな立法措置について、国会に御審議を願つて立法化としての努力もいたしております。よろしくなわけで、ことに全建労のあり方といふものが、こういう今のような状態で、私は非常にその事業の目的を果たすのは至難であるといふことを強く感じまして、どうしてもこれは規律を確立いたしまして、全員の方々へ、よく理解のある立場でお互いに協力をしてもらわなければ、この事業の消化はできないだろうというような憂慮かんがめで、私は、実は考えておるようになります。

○藤田進君 いや、そつすると、今後も刑罰主義で臨んでいこうといふに考えておるわけござりますか。

○國務大臣(中村梅吉君) 激しい法処分、懲罰のような処置はとりません。努めて話し合いをして、努めて私はお

互いに緊密な連絡をとりまして、そうして事業の執行にあたっていただきたいと思います。

○藤田進君 ということは、話し合い等を重点に置いて、円満にいろいろとう方針なのか。あるいはとにかく刑罰主義で臨んでいらっしゃるのか、これは心がまえというものがあるはずです。

○國務大臣(中村梅吉君) 心がまえとしましては、努めて話し合いでござりて、きわめて円満に、そして違法のない全建労の職員組合として発達をしていただいて、そろして建設の業務を円満に遂行するよういたしたいと思っております。

○藤田進君 もう一つ落ちているのじやないですか。そういう違法行為の起ころないようになりますことが、もつと源を断つことが大事じやありませんか、当局におかれても。

○國務大臣(中村梅吉君)

その点は、

○藤田進君 二時から五時までといふことあります。他の委員の御発言もあらうかと思って、遠慮しながら申し上げておったのですが、私は、引き続き調査を進められるそうでありますから、資料をさらに検討しながら継続いたしたいと思います。

○委員長(稻浦鹿藏君) ほかに御質疑はありませんか。——本日は、ないよですから、本件の調査としましては、本日は、一応この程度にいたしまして、散会いたします。

午後五時十三三分散会

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、北上川治水事業促進等に関する 請願(第一七九六号)

第一七九六号 昭和三十六年四月六日受理

北上川治水事業促進等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 権三

紹介議員 谷村 貞治君

広大な地域を擁し、各種資源に恵まれながら人口の少ない岩手県においては、治水対策の確立と道路の整備が当面する重要な課題である。本県は国土総開発事業によつて全県を特定地域に指定されているが、そのうち、昭和二十八年度から実施された北上特定地域総合開発事業の八箇年の進行率はわずかに六十パーセントに過ぎない現状であり、特に全国五大河川の一つである北上川の改修事業は、十二パーセントで無堤河川の代表的存在となつておる本県は、ほとんどが未改修であり、損傷もはなはだしくその改良率は十二ペーセント、道路の舗装率にいたつてはわずかに三・七ペーセントとなつており全国普及率をいちじるしく下回つてゐる現状であるから、過去の実績主義を改め、開発度の低い地域に重点をおき、治水対策を確立することにより事業の基盤である道路整備事業費を大幅に拡大して事業の実施促進を図られたいとの請願。

四月十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律

二百一号)の一部を次のよう改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第六十七条」を「第六十七条の二」に改める。

第三条第三項第二号中「又は二」を「ニ又はホ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 別表第五(イ)欄の各項に掲げる特定街区

第九条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

第二十四条第一号中「公衆浴場又は自動車車庫」を「又は公衆浴場」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え

二 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの

第三章第四節中第五十九条の次に(特定街区)

第五十九条の二 建設大臣は、都市計画上市街地の整備改善を図るために必要があると認める場合においては、住宅地区改良法(昭和三十年法律第八十四号)第二条第三項に規定する改良地区、防災建築

街区造成法(昭和三十六年法律第5号)第二条第三号に規定する防災建築街区その他の土地の区域において建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区又は街区

第三章第五節中第六十七条の次に規定する第一条を加える。

第三章第五節中第六十七条の二 第三十八条の準用

第六十七条の二 第三十八条の規定について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として、その街区における建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めて、別表第五(イ)欄の各項目に掲げる特定街区を指定することができる。

第四十八条第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。この場合において、関係市町村の申出は、政令で定める利害関係を有する者の同意を得てするものとする。

第八十六条第一項中「第五十八条」の下に「、第五十九条の二第三項」を加える。

第六十九条中「構造」の下に「用途」を加える。

第九十八条中「第十項」の下に「前段」を加える。

第九十九条第一項第三号中「第十一条第一項又は」を「第九条第十項後段(第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)」又は第十条第一項若しくは「に改め、同項第五号中「第五十八条第一項」の下に「、第五十九条の二第三項若しくは第四項」を加える。

別表第一(イ)欄「展示場」の下に「、キヤバレー、カブエー、ナイトクラブ、バー」を加え、同欄六項中「自動車車庫」の下に「又は自動車修理工場」を加える。

別表第二(イ)項第二号中「印刷所」の下に「及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルをこえない自動車修理工場」を加える。

別表第四の次に次の表を加える。

六条の規定は、適用しない。

第三章第五節中第六十七条の次に規定する第一条を加える。

第三章第五節中第六十七条の二 第三十八条の準用

第六十七条の二 第三十八条の規定について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として、その街区における建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めて、別表第五(イ)欄の各項目に掲げる特定街区を指定することができる。

命令の規定の適用について適用する。

第六十九条中「構造」の下に「用途」を加える。

第九十八条中「第十項」の下に「前段」を加える。

第九十九条第一項第三号中「第十一条第一項又は」を「第九条第十項後段(第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)」又は第十条第一項若しくは「に改め、同項第五号中「第五十八条第一項」の下に「、第五十九条の二第三項若しくは第四項」を加える。

別表第一(イ)欄「展示場」の下に「、キヤバレー、カブエー、ナイトクラブ、バー」を加え、同欄六項中「自動車車庫」の下に「又は自動車修理工場」を加える。

別表第二(イ)項第二号中「印刷所」の下に「及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルをこえない自動車修理工場」を加える。

別表第四の次に次の表を加える。

| 特 定 街 区 の 種 别 | (い) | (ろ) |
|---------------|-----|---------|
| 第一種特定街区 | | 十分の十以下 |
| 第二種特定街区 | | 十分の二十以下 |
| 第三種特定街区 | | 十分の三十以下 |
| 第四種特定街区 | | 十分の四十以下 |
| 第五種特定街区 | | 十分の五十以下 |
| 第六種特定街区 | | 十分の六十以下 |

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

3 都市計画法の一部を次のように改正する。
第十条第一項中「又ハ地区」を「、地区又ハ街区」に改める。